「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書(案)に 対する意見募集に寄せられた意見

(五十音順、敬称略)

意見提出者			14者	
1 企業		計	· 9者	【頁】
名 称	代表者	氏名等	備考	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)	代表取締役社長	鈴木 正誠	オブザーバ 参加企業	• • • 1
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	立川 敬二	オブザーバ 参加企業	• • • 4
KDDI(株)	代表取締役社長	小野寺 正	オブザーバ 参加企業	• • • 22
ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー(株)	代表取締役社長	フィル・グリーン	オブザーバ 参加企業	• • • 35
ジェイフォン(株)	代表取締役社長	ダリル・イー・グ リーン	オブザーバ 参加企業	• • • 39
ソフトバンクBB(株)	代表取締役社長	孫 正義		• • • 43
日本テレコム(株)	代表取締役社長	ウィリアム・ ティー・モロー	オブザーバ 参加企業	• • • 46
東日本電信電話(株)	代表取締役社長	三浦 惺	オブザーバ 参加企業	• • • 58
フュージョン・コミュニケーショ ンズ(株)	代表取締役社長	角田 忠久		• • • 60
2 その他団体		計	· 1者	
氏 名	代表者	氏名等	備考	
(社)日本経済団体連合会	専務理事	立花 宏	構成員参加 団体	• • • 63
3 個人		計	4者	
氏 名	所	等	備考	
岡田直己	慶應義塾大学大学院; 攻	去学研究科公法学専		• • • 69
風間 法子				• • • 72
川名			堀氏と連名	• • • 76
堀			川名氏と連 名	

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)に対する意見

平成15年6月13日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 1 0 0 - 8 0 1 9

(ふりがな) とうきょうと ちょだく うちさいわいちょう 住 所 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 6 号 (ふりがな) えぬ・てぃ・てぃ・こみゅにけーしょんずかぶしきがいしゃ 氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 すずき まさのぶ 代表取締役社長 鈴木 正誠

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書 (案)に対し、別紙のとおり意見を提出します。

本提出書に関する連絡先

経営企画部 渉外担当 電話:03-6700-4191

FAX: 03-3539-3085

本報告書(案)にあるような競争評価を実施する際には、事業者へ過度な負担を 課すことのないよう十分に留意するとともに、特定の事業者に片寄ったものとなら ないよう実施・評価プロセスを明確化し、公平性を十分に担保していく必要がある と考えます。

具体的に十分留意すべきと考える事項について次に記します。

(1)独占禁止法との関係について (P8~9)

本研究会報告書(案)で示されている競争評価手法と独占禁止法に基づく 競争評価の手法は、各々礎となる法律の目的が異なることから、異なる手順 を与えられても矛盾はないとされていますが、一方で国際的な潮流として整 合性を確保することに一定の配慮があるとされています。両法に基づく競争 評価手法については、国際的な潮流の観点のみならず、事業者への二重の規 制を回避する観点からも、その整合性を確保していくことを望みます。

(2)市場画定における利用者属性の扱いについて (P17)

情報報通信市場への新規参入が進み、事業者間の競争が進展した現状においては、ビジネスユーザたる企業は、サービス提供事業者の選択肢が潤沢に存在するため、その立場は従来に比べはるかに強くなっており、自らの個々別のニーズにより合致した柔軟なサービス提供条件や柔軟な料金設定に対する要求水準が高まっているところです。この点、情報収集力、事業者との交渉力等においてビジネスユーザよりも劣り、その立場が弱いと想定される個人消費者向けのマスユーザ向け市場と同一に論ずるべきでないと考えます。

報告書(案)に「市場画定の際に利用者属性の違いに留意する必要がある」 とあるよう、実際に市場画定・競争評価を行う際には、市場の実態に合わせ 利用者属性の扱いを十分考慮していくことが必要であると考えます。

(3)競争状況評価にあたっての「市場の成熟度」の扱いについて(P39~40)

ブロードバンド市場においては、事業者が創意工夫を行い、様々なビジネス モデルを構築していこうとしている段階であり、揺籃期にある市場において競 争評価を行う際は、報告書(案)にあるように新たなビジネスモデルの芽を摘 むことがないように十分留意していくことが必要と考えます。

また、IP化によるサービスや市場の融合により既存サービスの市場定義は激変した結果、アナログ専用サービスや画像通信サービスは衰退期にあり、もはや新規参入があり得ない状況にあるサービスもあります。このようないわゆる衰退サービスについても報告書(案)にあるように需要の代替性を有する新サービスとの関係等を十分に考慮した上で競争評価を行うべきと考えます。

(4) データ取得可能性・公表性について (P40~41)

競争評価実施において、各種データの整備が必要になると思われますが、その際報告書(案)にあるよう、ア)事業者に負担となるような過度な情報の要求を避ける、イ)事業者の提供するデータの扱いにあたっては、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは公開しないという点に十分留意すべきと考えます。

また、事業者にデータを要求する場合、公平性の観点から、特定の事業者のみにデータの提供を求めるのではなく、全事業者に等しくデータを要求することを原則とすべきと考えます。

なお、事業者へデータを要求する場合、その収集・整理等に要する相当な期間の設定が必要であると考えます。

以上

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会報告書(案)」に対する意見の提出について

平成 15 年 6 月 13 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150

氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

代表取締役社長 立川 敬二

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会報告書(案)」について、別紙の通り意見を提出します。

本意見書に関する連絡先 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 経営企画部 企画調整室 古川

電話番号: 03-5156-1265

メールアト・レス: furukawak@nttdocomo.co.jp

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に 関する研究会報告書(案)」に対する 意見の提出について

平成15年6月13日 株式会社NTTドコモ

はじめに

- ■「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会報告書(案)」について、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。
- 研究会にはオブザーバとして参画し、当社の意見については、機会をとらえて提起させていただいているところですが、この度、改めて報告書全般にわたる当社の意見を次のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

1.競争評価手法のあり方に関するドコモ意見

1.競争評価手法のあり方に関するドコモ意見(1/2)

競争評価指標の在り方について

シェアを唯一の指標とせず、その他の指標も考慮した上で、競争状況を評価する枠組みについてはご指摘の通りと考える。報告書案でも述べられているように、そもそも「競争政策の第一義的な目的は、サービスの多様化・高度化や料金の低廉化を実現して、競争の利益を利用者に還元する(報告書案15頁)」という考え方からは、サービスの多様化や料金の低廉化状況といった指標を相対的に重視すべきである。また、シェアについては、報告書案で述べられているように「高いシェアが事業者の経営・営業努力の結果である(報告書案27頁)」とも考えられることから、結果的なシェア値のみで直ちに判断するのではなく、公正かつ有効な競争をベースに創意工夫をこらして新サービスを開発・提供し、顧客満足度を維持することによる結果か否かといった要因も考慮すべきである。

データの取得・公開について

競争評価を行うにあたり、対象分野の選定、市場画定、競争評価の各段階において、客観性や透明性が求められる点は、報告書案においても記載されている通り(報告書案39頁)である。とりわけデータの取得については、法省令における規定を前提とするとともに、データの公開については、競争状況の評価結果に基づく判断の透明性確保の観点から、競争評価の実施の際に、すべての事業者を同条件で扱うことで公開情報の格差を解消する必要がある。

1.競争評価手法のあり方に関するドコモ意見(2/2)

競争評価と規律の見直しの 関係について 競争評価の結果、必ずしも「競争が有効に働いている」か否かが二者 択一的に判断できるものではないと考える。従って、「競争が有効に働いていない」という判断を行う場合は、明確かつ客観的な根拠が求められ、当該判断をもとにした「市場競争を補完するための規律」の見直しや競争評価の継続は、事業者にとっての事業運営活動の萎縮につながらないよう、極力慎重に行うべきである。

2.報告書案各論に対するドコモ意見・修文案

2.ドコモ意見・修文案(1/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
3 各論 分析対象となる利用者向けサービス分野の選定 3-1 基本的な考え方 (13頁の段落15) また、これらの対象分野の全てについて、一度に競争評価を行うことは現実的には困難なので、当該対象分野の重要性や関連性等を勘案して、数次に分けて順次実施していくことが適当である。その場合にあっても、重要性が高い対象分野については、連続して競争評価を実施することが望ましい。	「一度に競争評価を行うことは現実的には困難」との認識については、異論があるものではない。 ただし、「重要性が高い対象分野については、連続して競争評価を実施することが望ましい」としている点に関し、連続して実施していくのが適当とする判断は、客観的な基準に照らして行い、事業者にとって事業運営活動の萎縮につながらないよう最大限配慮すべきである。	その場合にあっても、 <mark>客観的な基準に照らして、</mark> 重要性が高いと判断される対象分野については、関係事業者の過度の負担につながらないよう配慮しつつも、透明かつ客観的な手続により連続して競争評価を実施することも考えられる。
3 - 2 対象分野の決定に際しての留意点 (14頁の段落7) また、対象分野の決定方法としては、 (1)意見公募等の過程で、優先的、重点的に競争評価を行うべき対象分野を募る (2)電気通信事業者からある対象分野について競争評価を実施すべき旨の要請があって、その合理性が認められる場合に、当該対象分野についてアドホックに競争評価を行う可能性についても考慮されるべきである。	年度(もしくは半期)ごとに対象分野を取り上げるスキームからは意見公募で十分であり、アドホックな要請を認める枠組みを導入する必要性は乏しい。これを認めた場合、個別の紛争案件を競争評価の場に持ち込まれる可能性もある。	また、対象分野の決定方法としては、意見公募等の過程で、優先的、重点的に競争評価を行うべき対象分野を募る可能性についても考慮されるべきである。 (2)を削除>

2.ドコモ意見・修文案(2/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
4 各論 市場画定 4-2 具体的に考慮すべき事項 (1) 需要の代替性 (15頁の段落17) 電気通信事業分野における競争政策の第一義的な目的は、電気通信事業者の創意工夫によるサービスの多様化・高度化や料金の低廉化を実現して、競争の利益を利用者に還元することにある。この点、利用者から見た効用・機能に着目してサービスの同一性を勘案し、市場画定を進める考え方は、利用者の観点を重視したものであって合理的である。	今回の競争評価手法の導入は、「公正かつ自由な競争促進、それによる利用者利益の向上」を図るためのツールと位置づけられるものであり、その目的からは、市場画定に当たり、「利用者から見た効用・機能に着目してサービスの同一性を勘案し、市場画定を進める」とのご指摘については、賛同できる。	<u>-</u>
(4) 地理的市場 (18頁の段落1) その際には、例えば、まずは国内を一つの地理的市場として観念し、さらに地理的要因を勘案することが合理的と認められる場合には、地理的市場を、参入事業者のサービス提供エリアや参入事業者数地域ブロック、都道府県等の行政区画等に基づいて、重層的に画定するのが適当である。ただし、地理的市場をどの程度精緻に画定するのかは、当該市場における競争状況の評価の際に必要となるデータの取得可能性をある種の推定により無視するとしても、作業量とのトレードオフとなるので、負荷が著しく過度とならないような配慮が必要であろう。	地理的市場において、無条件に「国内を一つの地理的市場として観念し」た上で画定することは、実態上全国展開していない事業者が大半であり、地域単位で競争が行われている現状からは必ずしも公正な区分であるとは言い切れない。「作業量とのトレードオフとなるので、負荷が著しく過度とならないような配慮が必要」との考え方も、このような配慮により得られるメリットと競争評価を公正に行うことのメリットを比較衡量した場合には、後者のほうが重要であることは言うまでもないことから、競争の実態に即した地理的な細分化は、作業量の多寡以前の問題として必要と考える。	ただし、作業量とのトレードオフとなるので、負荷が著しく過度とならないような配慮が必要との考え方によったとしても、競争評価の客観性・透明性の見地からは、地理的市場をどの程度精緻に画定するのかは、当該市場における競争状況の評価の際に必要となるデータの取得可能性をある種の推定により実施するなどにより、対応する必要がある。

2.ドコモ意見・修文案(3/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
5 各論 競争状況の評価 5 - 2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等 (1) 市場の構造や供給者の行動に関する指標加入者数や売上高のシェア、その推移 (25頁の段落5) しかし、ある事業者が一定の基準を超える相当に高いシェアを有していたとしても、それのみでは市場支配力が存在している蓋然性が推測されるに過ぎず、その確証に至るものではない。シェアは、競争評価に当たっての重要な指標に違いないが、唯一の指標でなく、その他の指標も総合的に考慮した上で、競争状況を評価する必要がある点に留意しなければならない。	「シェアは、競争評価に当たっての重要な指標に違いないが、唯一の指標ではなく、その他の指標も総合的に考慮した上で、競争状況を評価する必要がある点に留意しなければならない」ことは、ご指摘のとおりである。 「電気通信事業分野における競争政策の第一義的な目的は、電気通信事業者の創意工夫によるサービスの多様化・高度化や料金の低廉化を実現して、競争の利益を利用者に還元すること(報告書案15頁)」との観点からは、シェアよりもむしろサービスの多様化や料金の低廉化状況を重点的に評価すべきである。	

2.ドコモ意見・修文案(4/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
(c) ストック(累積)とフロー(純増)のシェアについて (27頁の段落11) 一方、フロー(純増)のシェアは、ある市場における各事業者の提供サービスに対する比較的短期間の利用者の選評を示唆する。ある市場において、新たなサービスメニューが頻繁に投入されるような状況は、事業者間の競争が活発に行われていることを示す可能性があり、分析対象となるサービス市場における競争状況を的確に把握するため、後述の「サービスの多様化」と併せてフロー(純増)に基づ〈シェアに注目することが適当である。	「フロー(純増)のシェアは、ある市場における各事業者の提供サービスに対する比較的短期間の利用者の選評を示唆する」との認識は、ご指摘のとおりだが、その変動は、「新たなサービスメニューが頻繁に投入されるような状況」のみに起因しているわけではなく、むしろ営業活動や料金低廉化、ブランド力等事業者の総合的な企業経営活動のあり方や競争環境に起因するところが大である。これらの観点からは、競争状況を端的に示す指標として、フローのシェアに注目することが重要であり、過去から現在の契約者の蓄積であるストックのシェアよりも、現在の市場状況を反映しているフローのシェアを重視すべきである。	ある市場において、事業者 間の移動が頻繁に行われている状況は、事業者間の競争が 活発に行われていることを示す 可能性があり、分析対象能争状 いたのではいる競争状況を的確に把握するため、後述 の「サービスの多様化」と併 せてフロー(純増)に基づくシェ アに注目することが適当である。

2.ドコモ意見・修文案(5/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
(d) 競争者との格差について (27頁の段落28) この点、トップシェア事業者の有するシェアが一定の 水準を超える場合であって、かつ第二位以下の事業者 とのシェアの格差が大きい場合、当該サービス市場に おいては、トップシェア事業者の市場支配力は比較的 容易に形成・維持・強化される蓋然性が高いと考えられる。	シェア格差が、公正かつ有効な競争をベースに創意工夫をこらして新サービスを開発・提供し、顧客満足度を維持することによる結果か否かを考慮すべきである。	この点、トップシェア事業者の 有するシェアが一定の水準を超 える場合であって、かつ第二位以 下の事業者とのシェアの格差が 大きい場合、当該サービス市場 においては、トップシェア事業者 の市場支配力は比較的容易に形 成・維持・強化される蓋然性が高 いと考えられる。
(e) 市場集中度について(28頁の段落20)特に、ネットワークの外部性や規模・範囲の経済が働きやすい電気通信事業分野においては、この傾向が顕著なので、市場集中度の考慮が欠かせない。	市場集中度についての判断基準等の明確な定義づけが、必ずしも存在するとは言い難い現状においては、市場集中度の考慮は欠かせないものであるとしても、今後の競争評価の実践を通じて、さらに検証していく必要がある。	まっとも、このような高いシェアは、当該事業者の経営・営業努力の結果でもあると考えられるので、一概に否定的に評価されるものではなく、このような場合には、高いシェアの持続が何に起因するのかを定性的な要因も含めて精査する必要がある。 特に、ネットワークの外部性や規模・範囲の経済が働きやすい電気通信事業分野においては、この傾向が顕著なので、市場集中度の考慮が欠かせない。 ただし、市場集中度の判断基準等の更なる明確化を図るためにも、今後の競争評価の実践を通じて、さらに検証していく必要がある。

2.ドコモ意見・修文案(6/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
当該事業者や関連事業者が他市場で有する市場 支配力の影響(隣接する他市場が当該市場に与 える影響		
(31頁の段落8) 一般に、事業者の経営戦略としては、本来的に優位性のある分野から事業を開始し、その後、垂直的又は水平的に他サービスに進出することで規模・範囲の経済性を追求していくケースが少なくない。このような事業者の行動は、ワンストップビリングの設定による利便性の向上や、関連性を有する複数サービスのセット割引の設定による料金の低廉化等のメリットを利用者にもたらすと期待できるので、一律に否定されるべきではない。		
(33頁の段落13) また、上記(b)のビジネスモデルは、基本的に、事業者が、競争上のメリット・デメリットを勘案した上で、自らの意志により経営戦略として選択するものであって、垂直統合などビジネスモデル自体の是非が予め存在するわけでない。しかし、参入に必要な諸条件等との関連から、そのビジネスモデルが新規参入の障壁として作用する可能性は否定できないので、前述の「参入障壁の大きさ、参入事業者数、新規参入・撤退の動向やその要因」の要因の一つとして考慮すべきである。	「事業者の戦略としては、本来的に優位性のある分野から事業を開始し、その後、垂直的又は水平的に他サービスに進出することで規模・範囲の経済性を追求していく」点は、設備保有による垂直統合ビジネスモデルも同様であり、加えて創業者リスクを負いつつ電気通信事業の発展に寄与している点も踏まえるべきである。 従って、「新規参入の障壁として作用」しているか否かの考慮にあたっては、上記の観点を十分踏まえつつ行う必要がある。	-

2.ドコモ意見・修文案(7/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
サービスの多様化 (34頁段落8) ただし、その考慮に当たっては、サービスの多様化は、 ・他事業者の提供サービスとの差別化を図ることで、 顧客のニーズに合った高付加価値サービスを提供 しようとする事業者の思惑から進むこともあり、競争 の進展を常に意味するとは限らない ・多様なサービスが提供されている市場に新規参入 しようとすると、他事業者との競争上、参入当初から 多様なサービスを提供していく必要があるので、例 えば多様化が進んでいないサービス市場の場合よりも多くの投資資金が必要となるなど、新規参入を難しくする一要因として作用することもある。 ・その性格上、定性的な分析によらざるをえない上、競争状況との因果関係を特定しにくい 等の特徴があることに留意する必要がある。	左記にご指摘の3点については、 ・「他事業者の提供サービスとの差別化を図ること」が、まさしく競争そのものであり、 ・多様なサービスが提供されている市場が、新規参入を難しくする一要因として作用するとのことだが、すべて先行事業者と同様のサービスを提供していくことが、新規参入事業者の戦略とは限らず、むしろ実態は既存事業者との差別化の方向が一般的と考えられ、 ・「定性的な分析によらざるをえない」との点は、諸外国におけるサービス導入状況を分析した上で、日本で同様のサービスが行われているか否かといった客観的分析比較も可能であることから、3点とも削除すべきである。	<u><全文削除></u>
(2) 利用者の利益や行動に関する指標等利用者の当該サービスに対する満足度(34頁段落24)このような認識を基本として、競争状況の評価に当たっても、分析対象となるサービス市場の競争状況を示す指標の一つとして利用者の満足度を勘案することは妥当である。利用者の満足度については、利用者アンケート等の方法によって把握するだけでなく、国民生活センター、総務省等における利用者からの苦情・相談の状況等も参考になる。	国民生活センター、総務省等における利用者からの苦情・相談の状況については、事業者毎に把握することが可能なことから、本来的には、問題が起こった際に個別に行政指導を行うべきものである。またユーザの絶対数が多い市場が結果的に苦情・相談件数も多いことが想定され、さらに当該市場の特定の事業者に認められる案件か全事業者に認められる案件かも考慮に入れた上で、競争状況の評価要素として勘案するべきである。	-

2.ドコモ意見・修文案(8/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
利用者が得る情報の十全性 (35頁段落30) したがって、利用者が十分な情報を得ているかどうかも、指標として注視すべきではあるが、前述の利用者の満足度と同様に競争状況との相関は必ずしも明確でなく、指標として活用する際には、その点に十分留意する必要がある。 なお、利用者が得る情報の十全性には、事業者が情報を提供している行為を把握するだけでは不十分で、本来、利用者が必要な情報をどのように認識しているかということが重要である。	「利用者が十分な情報を得ているかどうかも、指標として注視すべきではあるが、前述の利用者の満足度と同様に競争状況との相関は必ずしも明確でなく、指標として活用する際には、その点に十分留意する必要がある」とのご指摘はそのとおりである。 但し、「利用者が得る情報の十全性には、事業者が情報を提供している行為を把握しているだけでは不十分で、本来、利用者が必要な情報をどのように認識しているかということが重要」とのご指摘は、競争状態の中では、事業者が自己の商品PRを行うのは当然であり、そういった活動から、新規参入事業者が増えるに従い、ユーザの立場からは客観的な情報が得られに〈〈なることも想定されることを踏まえると、「利用者の認識」を直ちに競争評価につなげることは必ずしも適切ではない。以上を踏まえると、競争評価要素として否定はされないものの、考慮に当たっては慎重に判断する必要がある。	したがって、利用者が十分な情報を得ているかどうかも、指標として注視すべきではあるが、前述の利用者の満足度と同様に競争状況との相関は必ずしも明確でなく、指標として活用する際には、その点に十分留意する必要がある。 <u>*下線部を削除</u>

2.ドコモ意見・修文案(9/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
事業者変更に際しての障壁 (36頁段落13) (b)電気通信サービスの提供事業者を変更すると電話番号(ナンバーポータビリティが確立していないサービスに限る。)やE-Mailアドレス等の変更が必要	番号ポータビリティについては、現在総務省を中心に検討がなされているところであるが、エンドユーザがコストを負担することとなるため、それを負担してまで望んでいるのか、という方向性で議論されており、現時点で変更障壁と位置づけるには慎重な判断を要する。	-
5-3 指標等の間の関係等 (37頁段落17) 例えば、シェアや市場集中度等について、諸外国や独占禁止法の事例を参考に、外形的基準を部分的に採用することを検討すべきである。	シェアや市場集中度等については、前述のとおり「当該事業者の経営・営業努力の結果であると考えられる」との観点からは、定性的な評価も加味せざるを得ない。この点をふまえると、外形的基準の採用を検討するにあたっても、判断にあたりシェアや市場集中度等の背景といった、定性的要因の考慮が欠かせないことを明確にすべきである。	例えば、シェアや市場集中度等について、諸外国や独占禁止法の事例を参考に、外形的基準を部分的に採用することを検討すべきである。 もっともこの場合であっても、シェアや市場集中度が当該事業者の経営・営業努力の結果であることも考えられることから、定性的な要因も含めて精査する必要がある。

2.ドコモ意見・修文案(10/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
5 - 4 総合評価の基準の在り方 (39頁段落9) また、分析対象となるサービス市場ごとの特殊性を過度に意識せず、「加入数又は売上高のシェアやその推移」や「参入障壁の大きさ、参入事業者数、新規参入・撤退の動向やその要因」をまず優先して分析することが重要である。 5 - 5 競争状況の評価に当たっての留意事項 (3) データの取得可能性・公開性	「対象分野の選定」 「市場画定」「 競争 状況の評価」の枠組みからは、「分析対象となるサー ビス市場ごとの特殊性を過度に意識せず」判断す ることは、「 対象分野の選定」の段階でのスタン スであり、「 競争状況の評価」の段階において定 量的指標に基づく分析とその背景の定性的要因 の考慮をしっかり行うといった流れの中では、「サー ビス市場ごとの特殊性」も考慮せざるを得ないもの と考える。	<u><全文削除></u>
(41頁段落9) したがって、競争評価の結果の信頼性を確保する観点から必要な情報の基準を明確化することについても、事業者に対して過度な負担とならぬよう、また、その他の法令等に基づ〈情報公開の内容との整合性等に配慮しつつ、検討する必要がある。	データを求める際には、法省令における規定を前提とするとともに、守秘義務等に係わる規律を構じることが必要である。 現状において、市場支配的な事業者とそうでない事業者との間で、総務省への情報提供の格差が生じているが、競争状況の評価結果に基づく判断の透明性確保の観点から、競争評価の実施の際に、市場支配的な事業者とそうでない事業者との公開情報の格差を解消する必要がある。	-

2.ドコモ意見・修文案(11/11)

報告書案	ドコモ意見	修文案
6 今後の取組み 6-2 競争評価の具体的実施方法 (43頁段落27) ・各対象分野についての競争評価の実施間隔(全対象 分野を一度に分析、評価し、それを継続して繰り返し ていくことが理想であるが、実務上の理由からそれが 難しい場合には、特に重要性の高い分野はできるだ け短い周期で繰り返し対象とするなど、競争の実態に 応じて柔軟に対処すべきである。) 等が含まれる必要がある。	特定の分野を短い周期で繰り返し対象とする場合等においては、連続して実施してい〈客観的な基準に照らして判断を行うべきであり、事業者にとって事業運営活動の萎縮につながらないよう配慮すべきである。 その観点からは、ここであえて「特に重要性の高い分野はできるだけ短い周期で繰り返し対象とする」といった表現を記載する必要性に乏しい。	各対象分野についての競争評価の実施間隔(全対象分野を一度に分析、評価し、それを継続して繰り返していくことが理想であるが、実務上の理由からそれが難しい場合には、競争の実態に応じて柔軟に対処すべきである。) 等が含まれる必要がある。 <下線部を削除 >
(45頁段落29) 一方、当該サービス市場において競争が有効に機能していない蓋然性が高いと認められ、また、将来的に、・その方向性に大きな変化がない、又は悪化しつつあると想定される場合には、市場競争を補完するための規律との関係について、・改善する可能性が認められる場合には、その変化の方向性に注視することとし、一定期間、競争評価を継続することについて、言及することとする。	競争評価の結果、必ずしも「競争が有効に機能している」か否かが二者択一的に判断できるものではないと考える。従って、「競争が有効に機能していない」という判断を行う場合は、明確かつ客観的な根拠が求められ、当該判断をもとにした「市場競争を補完するための規律」の見直しや競争評価の継続は、事業者にとっての事業運営活動の萎縮につながらないよう、極力慎重に行うべきである。	-

意見書

平成15年6月13日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとちょだくいいだばし 住 所 東京都千代田区飯田橋3 丁目 10 番 10 号

(ふりがな) ケイディーディーアイ 氏 名 KDDI 株式会社

でき ただし 代表取締役社長 小野寺 正

連絡先 TEL: 03-6678-0686

FAX: 03-6678-0308

メールアト・レス kikaku-g@kddi.com

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書(案)に関し、別紙の通り意見を提出します。

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)に対する当社意見

平成15年6月13日 KDDI株式会社

はじめに

- 1 我が国の電気通信市場は、諸外国と同様、独占から出発し、その後、競争原理の導入を目的に、昭和60年に電気通信制度が改革され、併せてNTTの民営化が行われました。 その後の競争促進策として、競争ルール整備のための様々な措置が講じられ、東西NTTのネットワークのオープン化も一定程度進展しつつあります。
- 2 しかしながら、地域アクセス市場においては、依然として、東西NTTが加入者回線を九十数パーセント有しており、現時点において、十分に競争が進展しているとは言い難い状況にあります。
- 3 当研究会においては、市場支配的な事業者も含めた、規制水準の全般的低下を視野に入れ、競争 の進展度合に応じた規制への転換という制度移行の方向性を踏まえて、競争評価手法の検討を行っ てきました。
- 4 競争の進展度合いに応じて規制を緩和する場合でも、公正な競争を確保するための一定の枠組み は必要であり、市場支配力の濫用を未然に防ぐ競争ルールを整備することが、健全な市場の発展と 競争の促進に資するものと考えます。
- 5 競争評価において、市場を画定し競争状況を評価するにあたっては、これまで整備されてきたボトルネック設備に係る競争ルールが形骸化し、結果として競争促進に逆行し、独占への回帰を招くことのないよう、慎重な検討が必要と考えます。
- 6 そのためには、ボトルネック独占性の有無を競争評価の最も重要な指標とすることが適切と考えます。ボトルネック独占性を考慮した上で競争が進展していると判断されたケースにのみ規制緩和 する方向で、競争評価を実施すべきと考えます。
- 7 なお、本競争評価手法は、主に小売市場における競争評価を目的としたものであり、適用範囲は 小売市場に限定されるものと考えます。

基本的考え方

- 1 既存の競争ルールに対する評価
- (1)現象面として競争が進展しているように見える市場であっても、これまでの競争ルールにより競争環境が実現されている場合もあります。有効競争の実現に向けた評価手法を検討する上では、規制を緩和した場合の影響を十分に考慮すべきと考えます。
- 2 競争ルールの再構築等の必要性
- (1)競争評価の結果として規制を緩和した場合であっても、その後の市場動向の変化により、競争ルールの見直しが必要になることも想定されます。このため、競争評価を定期的に実施することとし、必要に応じた競争ルールの再構築が着実に実施される旨、明確にしていただきたいと考えます。
- (2)また、競争が十分に進展していないことが新たに明らかになった場合には、必要に応じて、適切 な競争ルールを構築することが適当と考えます。
- 3 透明性の担保
- (1)競争評価における一連のプロセスの各段階において、意見募集や公開ヒアリングの実施を徹底する等、評価スキーム全体の透明性を確保するとともに、事業者として意見を述べる機会や取得可能な情報等について、平等性を確保していただきたいと考えます。
- (2)特に、市場画定の際の判断や、評価段階における定性的・定量的要因の考慮等は、恣意性の介在する余地が大きいと考えられます。
 - 恣意性の介在する余地を最小限とするため、各段階での判断基準を明確化し、判断の際は、例外なく意見募集を実施する等、透明性を確保した上で決定すべきと考えます。
- (3)また、評価結果を踏まえた具体的な政策決定を行う場合についても、例外なく意見募集を実施するとともに、評価結果及び意見に対し行政が考え方を明示し、説明責任を果たしていただきたいと考えます。

個別事項 1 市場画定

報告書案

- 4 各論 市場画定
 - 4 2 具体的に考慮すべき事項
 - (4)地理的市場

P.17

地理的要因の重要性は、分析対象サービスの特性等に依っている。したがって、具体的なケースに則して必要に応じ妥当な地理的市場を画定していくということにならざるを得ないが、<u>その際には、例えば、まずは国内を一つの地理的市場として観念し、さらに地理的要因を勘案することが合理的と認められる場合には</u>、地理的市場を、

参入事業者のサービス提供エリアや参入事業者数

地域ブロック、都道府県等の行政区画

等に基づいて、重層的に画定するのが適当である。

意見等

- 1 地理的市場の概念については、安易に導入すべきでないと考えます。
- 2 地理的市場の画定の適正な在り方については、現時点で十分整理されていないため、今後慎重に議論する必要があると考えます。

上記下線部における「合理的」の判断基準については、恣意性の介在する余地を排除するため、意見募集等を通じて十分議論を行い、今後策定するガイドラインに明確に規定すべきと考えます。

個別事項 2 競争状況の評価(1)ボトルネック独占性(1/2)

報告書案

P.32

- 5-2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等
- (1)市場の構造や供給者の行動に関する指標 前項のうち設備保有がサービス市場に与える影響

利用者向けサービス市場の競争状況を評価する際、接続ルールの整備等が進んで固定系加入者回線網のオープン化が進展している状況では、当該回線網に関連する利用者向けサービス市場に対するその影響は遮断されるので、当該回線網に関して観念されるインフラサービス市場の状況と無関係に、当該サービス市場の競争状況を評価することができる。

しかし、一般には、上記(a)のような影響、すなわち、設備のボトルネック性に起因した影響力が関連するサービス市場において行使されることへの懸念が存在するので、賛否両論はあるが、前述のレバレッジとも関連して、競争状況の評価でも考慮することとなろう。ただし、留意を要するのは、競争状況はあくまで分析対象となる利用者向けサービス市場に関するものであって、インフラサービス市場のそれではない。ボトルネック性に起因する影響力がどのようなものであるうと、利用者向けサービス市場の競争状況にとっては与件であって、それを前提として当該サービス市場の競争状況を評価する必要があるという点である。

意見等 (1/2)

- 1 上記下線部については削除していただきたいと考えます。 設備保有が利用者向けサービス市場に対して与える影響が「遮断される」こと、及び、インフラサービス市場の状況を「無関係」にして利用者向けサービス市場の競争評価ができることは、断定できないと考えます。(理由は次頁3参照)
- 2 また、「オープン化が進展している状況」とは、オープン化に係るルールが十分整備され、かつ、そのルールが事実上機能している状況を指すと理解しておりますが、メニューが整備されていても、実質的にオープン化が進展していない例があります。(次々頁 < 参考 1 > 参照)

個別事項 2 競争状況の評価(1)ボトルネック独占性(2/2)

意見等(2/2)

3 ボトルネック独占性の存在により競争が進展していない「インフラサービス市場の状況」と、「利用者向けサービス市場の状況」とは「無関係」でないことから、競争状況の評価におけるボトルネック独占性の考慮は不可欠と考えます。

例えば、ADSLや光アクセスサービスの提供において、電柱・管路等を含む加入者回線設備が不可欠であり、こうした設備のボトルネック独占性が、競争状況を大きく左右しています。

ボトルネック設備を有する事業者の市場シェアは、設備と無関係に獲得したものではありません。ボトルネック設備を用いたサービスの提供に係る経営リソースは、ボトルネック独占性と一体の競争優位性を持っており、市場支配力の源泉になると考えます。(次々頁 < 参考 2 > 参照)

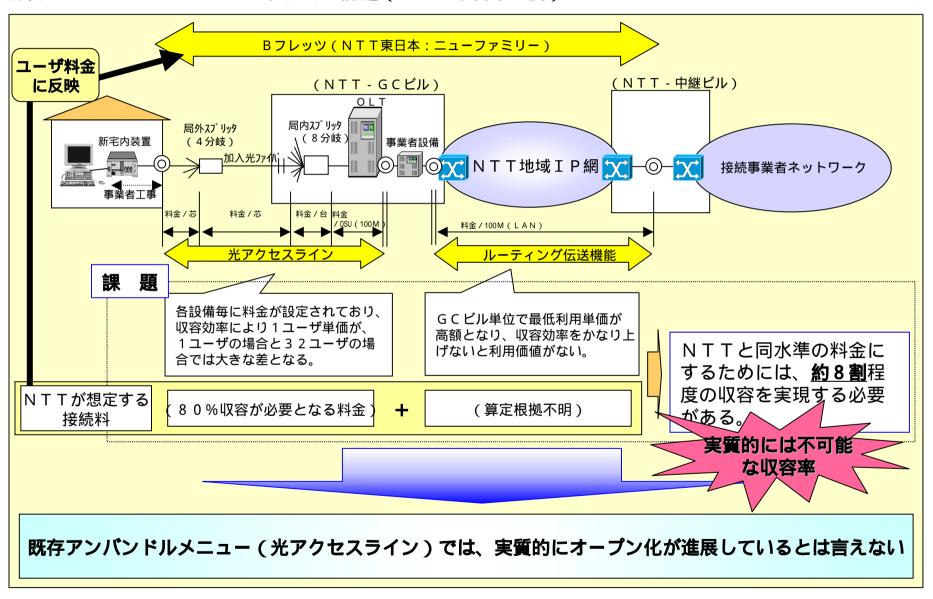
その結果、ボトルネック設備を有する事業者は、設備保有が無い場合に較べ、利用者向けサービス市場で高いシェアを獲得していることも考えられます(例えば、当該事業者のADSLサービスのシェアが約4割であることを理由に"公正な競争が進展している"と直ちに判断されるべきではないと考えます。)。

ボトルネック独占性を考慮せずに、当該設備を利用するサービスへの規制を過度に緩和した場合、結果的に、競争促進と利用者利便の向上に支障を来す恐れがあります。したがって、サービス毎に市場を区分して評価を行う場合でも、固定網の加入者回線に係るサービスについては、必ずボトルネック独占性の影響を考慮すべきと考えます。

- 4 なお、報告書案において「分析対象となるサービス市場と関連性を有する他市場からの影響」として、レバレッジ(市場支配力の梃子)防止の観点から「両市場間のファイアーウォールの有無やその作用に着目して分析することが重要である」(P32)としており、適切であると考えます。
- 5 ボトルネック設備を有する事業者の関連会社の取扱についても考慮すべきと考えます。 「電気通信事業分野におけるブロードバンド競争政策の在り方」(平成14年6月6日)において、 「NTT子会社等が東西NTTとの連携により市場支配力を有するに至っていないか等の検証もこの(= 有効競争レビュー)中で実施することが望ましい」(P66)とされています。

<参考1> 実効的競争の必要性

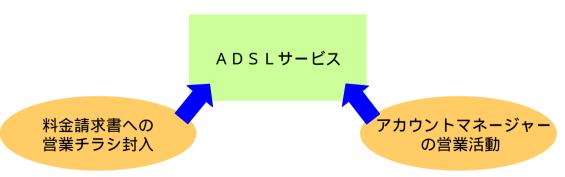
現状のアンバンドルメニューの仕組みと課題(NTT東日本の例)



<参考2> 考慮すべき事項

- 1 ボトルネック独占性を有する設備を用いたサービスのための経営リソース(例示)
- (1)資金・資材
- (2)設備
- (3)人事(情報)
- (4)会計
- (5)営業体制/営業活動
- (6)保守・運用体制
- (7)顧客情報
- (8)料金請求(加入者回線部分の料金請求書等への営業チラシの同封等を含む)
- (9)バンドルサービス
- (10) ブランド
- 2 経営リソースを活用していると思われる具体例(一例)

(東西NTTが、固定電話サービスの経営リソースをADSLサービスに活用する場合)



個別事項 2 競争状況の評価(2)市場支配力

報告書案

5 各論 競争状況の評価

P.31

- 5 2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等
- (1)市場の構造や供給者の行動に関する指標 当該事業者や関連事業者が他市場で有する市場支配力の影響(隣接する他市場が当該市場に与える影響)

一方、分析対象となるサービス市場に関連する他市場において、歴史的経緯、法制度上の規制等によって独占的地位を有する事業者が、例えば、両市場間の不当な内部相互補助や当該他市場において非競争的に知り得た情報の目的外利用、セット割引等バンドルサービスの提供等を行った場合には、競争事業者は対抗手段を有し得ないために、当該サービス市場における競争状況に及ぼす影響が甚大になるおそれがある。

したがって、競争状況の評価では、当該他市場からのレバレッジの行使がどのように防止されているかという点を、両市場間のファイアウォールの有無やその作用に着目して分析することが重要である。

意見等

- 1 他市場からのレバレッジの行使の観点から、歴史的経緯によりボトルネック独占性を有する事業者のブランド力の存在についても、競争状況に影響を及ぼす要素の一つとして考慮すべきと考えます。 例えば、特殊会社がそのブランドを関連会社の社名に活用している現状等が挙げられます。
- 2 当該事業者はそのブランド力をあらゆる市場において最大限活用するものと想定されます。画定される市場を超えたブランド力により、当該事業者は、競争上、優越的地位に立つものと考えられ、ある市場と他市場での一体営業を助長していると考えられます。
- 3 例えば、当該事業者の市場シェアは、画定される市場とは別の市場で培ったブランドの効果を受けることが考えられ、そのブランド力が存在しないと仮定する場合に較べ、高いシェアを獲得していることも考えられます。

個別事項 2 競争状況の評価(3)市場の成熟度

報告書案

P.40

- 5 各論 競争状況の評価
 - 5-5 競争状況の評価に当たっての留意事項
 - (2)「市場の成熟度」の取扱い

なお、<u>いわゆる「衰退期」に相当するサービスでは、競争事業者の退出によって既存事業者のシェアの上昇等がしばしば生じるが、「揺籃期」の場合と違って、当該サービスをとりたてて他の市場と区別して競争評価すべき理由は、見当たらない</u>。もっとも、このような状況は、当該サービスと一定の需要代替性を有する新サービスの開始・普及に起因していることが多く、市場画定の段階でこれらのサービスが同一市場として画定されるか、あるいはこれらのサービスが別市場として画定された場合でも競争状況の評価の段階で隣接市場からの競争圧力が考慮される可能性が大きい点に留意する必要がある。

意見等

- 1 基本的には、上記報告書案に賛同致します。
- 2 衰退しつつある市場についても競争評価の対象とし、ネットワークの構造や市場の実態等に着目した上で、必要と思われるものについては、評価を実施すべきと考えます。
- 3 衰退しつつある市場については、例えば衰退の原因が、競争が有効に機能していなかったことにあることも想定されること、また、特に大規模なサービスの場合は市場への影響が大きいと考えられることから、さらなる競争促進のためにも、競争評価は必要と考えます。
- 4 特に、当該サービスが、ボトルネック設備を用いたサービスもしくはその経営リソースを用いたサービスである場合には、相応の競争評価が必要と考えます。

個別事項 3 競争評価の具体的実施方法

報告書案

P 43

- 6 今後の取組み
 - 6-2 競争評価の具体的実施方法
- (1)まず、競争評価の具体的実施方法等についてガイドラインを策定・公表する。これには、
 - ・市場画定の方法や競争状況を評価するための各種指標等
 - ・競争評価を実施していく対象分野やその選定基準(例えば、国民生活への浸透度(市場規模、普及率等)や外形的 に明らかな参入障壁等が想定)
 - ・各対象分野についての競争評価の実施間隔(<u>全対象分野を一度に分析、評価し、それを継続して繰り返していくことが理想であるが、実務上の理由からそれが難しい場合には、特に重要性の高い分野はできるだけ短い周期で繰り</u>返し対象とするなど、競争の実態に応じて柔軟に対処すべきである。)
 - 等が含まれる必要がある。

意見等

上記下線部に、以下を加筆していただきたいと考えます。

また、競争評価の結果、規制緩和されたものについては、規制緩和による影響について特に注視することとし、結果 として、当該規制緩和により実態として競争が有効に機能しなくなった場合には、競争促進のためのルールを再構築す べきである。

- 1 競争評価の結果として競争が進展していると判断され、規制が緩和された市場についても、その後の市場動向の変化により、競争ルールを再構築することが必要になることも想定されます。
- 2 したがって、競争評価は、一度規制を緩和した場合であっても定期的に実施することとし、必要に 応じた競争ルールの再構築が着実に実施されるよう明確にしていただきたいと考えます。

個別事項 4 その他

意見等

1 実施時期の明示

報告書案47頁「競争評価実施に係るフロー(案)」のうち、少なくとも、「(1)総務省のガイドラインの策定」「(2)データの収集・整理」「(3)キックオフ・ドキュメントの策定」については、具体的な実施時期を明示していただきたいと考えます。

- 2 意見募集の実施機会の追加と機能強化
- (1)報告書案の以下の箇所において、意見募集を実施する旨、明記していただきたいと考えます。

44頁「6-2(1)」(ガイドライン見直し時)

45頁「6-2(4) 」(アンケートの内容について)

45頁「6-2(4)」(市場画定の実施について)

上記 の、競争評価の具体的実施に係るガイドラインの見直しについては、「<u>例えば意見公募等を通じて、</u>広く利害関係者等の意見を<u>聞くことが望ましい</u>」ではなく、策定時と同様に「<u>意見公募</u>等を行い、広く利害関係者等の意見を聞く」と明記していただきたいと考えます。

(2)なお、意見募集の趣旨とは、広く一般から意見を聞くことにより十分に議論を深め、行政の透明 性・公平性を高めることと理解しております。

従前の意見募集では、提出された意見について総務省の見解等は示されますが、上記(1)の趣旨に則り、提出された意見を十分に考慮して検討を行い、結論を出されますよう要望致します。

3 非公開情報の扱い

競争評価に用いるデータとして、事業者からの非公開情報が必要とされる場合、当該情報の取得、 加工、および公開等については、法的根拠を明確にした上で実施していただきたいと考えます。

総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 殿

郵便番号 111-8061

(ふりがな) とうきょうとたいとうくあさくきばしこちょうめにじゅうばんはちこう 住 所 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号

氏 名 ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社代表取締役社長 フィル・グリーン

連絡先:制度担当 バイスプレジデント ジョナサン・サンドバッチ

電話 03 5820 5010 FAX 03 5820 5510

email Jonathan.Sandbach@cwidc.com

(制度業務部 担当:飯田)

電話 03-5820-5080 FAX 03-5820-5510

email nobuhisa.iida@cw.com

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書についての意見書

この度は、標記報告書に関し意見書を提出する機会を与えていただき誠に有り難うございます。 別紙のとおり弊社意見を提出いたしますので宜しくご検討賜りますようお願い申し上げます。

以上

1.可能な限り早い段階で市場構造分析を行うべき

P.13-14 及び P.22

市場の選定段階、及び市場の画定段階の双方において、市場構造の分析を理論的に行い、市場の属性を正しく把握することが必要です。

例えば、この分析により、誰がユーザであり、誰が供給者であるのか等のビジネスモデルを明確にした上でのバリューチェーンなど、市場の特性についての情報を明確にしておくことは、各段階での重要な判断材料となり、適切な市場の画定を行うことが可能になるとともに、透明性を確保する上で有効に機能します。

市場の属性について初期の段階で明確になれば、市場もこれによって区別るされるはずです。評価段階での属性の考慮は必要かもしれませんが、可能な限り早い段階(市場を選定もしくは画定する段階)で、属性による市場の区別ができていれば、属性を評価する上での不確実な恣意性を排除することが可能になります。また、市場構造を分析することによって、隣接市場を見逃してしまう危険性を排除することができます。 (例えば、リテール市場とホールセール市場の区別、移動体の発信市場と着信市場など)

また、市場の画定についての情報を得るためのユーザ調査は重要ですが、市場を構成する基本的な情報は、SSNIPテストを実施する上でも不可欠な情報となります。したがって、いずれの段階においても、理論的な市場構造分析を行うことは必須と考えられます。

報告書の記述には、対象分野の決定に際しての留意点として、選定のための基準が記述されていますが、この中に、「論理的な市場構造の分析」を加えるべきです。また、市場画定の具体的方法として、アンケート調査とSSNIPテストについて記述がありますが、この前段に理論的な市場構造の分析がなされるべきと考えます。

2. ジョイントドミナンス概念

市場の状況を分析するにあたっては、隣接市場の影響に関連した垂直統合やレバレッジといった影響力を考慮することに加えて、ジョイントドミナンスの概念にについて考慮することを忘れてはなりません。

上述のように市場の属性を考慮して定義した場合、隣接市場からの市場支配力の影響について考慮すべきとの指摘は大変重要なことですが、ある市場において、競争状態にあるか否かの評価を行う場合のもう一つの重要な要素として、ジョイントドミナンスを考慮した言及がなされることも重要です。寡占状態は、他の事業者に対する参入障壁が無いのであれば、特段ジョイントドミナンスと関連づけられる必要性はありませんが、ジョイントドミナンスは、例えば移動体市場(周波数の制限から)や、固定のインフラ市場(莫大な投資を必要とする)のような参入障壁がある市場で発生する可能性があります。

の次の項目として(P.32)、ジョイントドミナンスに言及した項目が必要です。

3.情報収集には制度的な根拠付けが必要

P.40

競争評価を行うためには、有効な情報を収集することが重要な鍵となります。

確かにユーザ調査や、公表済のデータを有効に活用することは効率的な評価を進める上で重要なことと思われます。 しかしながら、公表された情報のみでは正確な実体を把握することが難しい場合がしばしば考えられます。そのような場合には、評価を実施する主体から、関連する事業者へ、必要とするデータの提供を求めることになりますが、なんの根拠のない要求に応えることは、事業者としても協力することに限界のある場合があります。

EC の規制枠組み指令第5条においては、規制機関が必要とするデータの提出を要求することに対して、 事業者はこれに応じることを義務づけています。(ただし、規制当局はそのデータの要求が正当であること明らかにする必要があります)また、情報の機密性についても必要なものについて確保されねばならないことが 規定されています。

また英国においては、Oftelが、不服申し立てや紛争もしくは違反行為に対する調査に必要な全ての情報を収集する場合、通信法のもとで公的な権限を行使できるようにすることを準備しており、これに準じてマーケットレビューや統計上の目的のために情報を収集することなど、その他の目的の情報収集についても、まず事業者に対して自発的な情報の提供をつのり、必要があれば情報収集のために、通信法に基づいた公式な権限を行使することをできるようにすることが予定されています。

このように、必要な情報の収集については、何らかの法的な根拠を確立しておくことが、有効な情報を収集 することにつながります。このような新たなルールの確立について記述すべきです。

4.規制機関からの独立と独立した申し立て制度の確立

この報告書に記述がありませんが、競争評価の独立かつ公正性を担保するため、この競争評価を実施する主体は、規制機関から独立していることが必要であり、かつこの主体から独立した「申し立て」制度を確立する必要があります。

全ての評価や決定を行うためには、客観性を確保することが必要です。従って、評価の過程を管理運営する主体は、中立な地位を確保されていなければなりません。パブリックコメントや、公開の場での議論を通じた透明性の確保が必要なことは、言うまでもありません。

これに加えて、競争評価を行う主体は、この分野で多くの経験がある学識経験者やエコノミストなど、総務省から独立したメンバーにより構成されるべきです。

一方で、総務省の任命によるバイアスの回避を確保するために、別途、独立した申し立ての制度が別途確保されるべきです。これは、EC の規制の枠組み指令第4条においても規定されており、規制当局の決定に

対して当事者から独立した上訴機関に申し立てをできる権利を確保する仕組みを作ることが規定されています。

また、この第4条には、当該機関には、責務を遂行するに足る専門性を要求しています。日本においては、この独立した機関には、一つの例として公正取引委員会や裁判所が相当すると思われますが、そのためには電気通信分野の問題について、更なる経験を積むことが必要であり、そのための仕組みづくりを行うことが必要になります。

5.法的な根拠を持たないことが致命的になる可能性がある

EU における有効競争レビューは、欧州委員会(EC)の規制の枠組み指令に基づいて確立されています。 従って、法的な根拠があります。 EC の規制の枠組み指令では、市場支配力(SMP)を定義し、画定された 市場において SMP を持つと規定された事業者に対しては、必要な規制を課すことを要求しており、改善策を通して適切な行動を取ることを義務づけています。

一方、日本での方策には法的な根拠が無く、このプロセスは事業法や独占禁止法とは関係なく策定されようとしています。

従って、日本における競争評価のプロセスが、何をどの様に評価するのかが明確ではなく、その結果、何をどの様に改善することになるのかが明確ではありません。 このプロセスを、電気通信事業法や、他の競争法に組み込んで、プロセスを実施するための根拠を明確にすべきです。

以上

意見書

平成 15 年 6 月 13 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-6205

(ふりがな) とうきょうとみなとくあたごにちょうめごばんいちごう住 所東京都港区愛宕二丁目5番1号

(ふりがな) じぇいふぉんかぶしきかいしゃ 名 ジェイフォン株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう だりる いー ぐりーん 代表取締役社長 ダリル・イー・グリーン

電話番号 03-6403-1004 FAX 番号 03-6403-2912

メールアト・レス <u>regulatory@j-phone.com</u>

(担当:経営企画本部企画部 金塚)

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書(案)に関し、 別紙のとおり意見を提出します。

<総論>

はじめに、「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」でオブザーバーとして発言の場をいただきましたこと、本報告書(案)につきましてこのような意見提出の機会を設けていただきましたことに厚く御礼申し上げます。

電気通信事業法の改正に伴う競争の枠組みの見直しは、電気通信分野における競争を活性化し、新たなビジネスモデルの形成機会を与える政策であり、弊社としましても歓迎すべき潮流であります。また、競争評価手法の制度運用は、来年に予定される電気通信事業法の改正に係る規制緩和推進政策において、公正競争を確保し、市場メカニズムを補完する役割を果たすものと考えます。かかる背景・状況の下、本研究会において実施された競争評価手法の調査研究は、新たな競争の枠組み下での環境整備のためには重要な取り組みであり、この競争評価による評価結果に基づき、さらなる規制の見直し(競争が進展している分野における規制緩和および非競争的分野における規制強化)が推進されることが望ましいと考えます。また、弊社としてこのような行政の取り組みに敬意を表します。

以下に本報告書(案)に関する弊社の基本的な見解を述べさせていただきます。

今回、本研究会にて電気通信分野における市場の確定方法及び競争状況の評価手法等に関する調査研究が行われ、当該分野の公正な競争政策の推進に有益な第一歩を踏み出したことは、有意義であると考えます。また、行政の透明性の増大及び電気通信事業者や利用者の予見可能性の向上という観点からも、競争評価手法の明確化は必要であるという報告書の内容につきましては賛同致します。

EU、英国 OFTEL 及び米国 FCC 等では既に競争評価が実践され、結果の公表及びその結果をトリガーとした規制政策への反映等が行われている状況です。こうした諸外国と比較すると、我が国は実施能力の点で遅れを取っている感が払拭できません。

従いまして、我が国におきましても、本研究会にて策定された競争評価手法に基づき評価を実践する中で、ベスト・プラクティスに沿った手法の改善・精緻化及び新手法の確立等が図られるべきです。その手段として、経済学上の各種手法の柔軟な採用及び先述の諸外国における競争評価手法の事例活用等が有益であると考えます。

こうした過程を経て、最終的に我が国において国際社会に受用される競争評価手法が確立されることを期待致します。

公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除する ためにも、競争評価の対象分野に関する選定基準、その重要性等に関する判断基準、競争評 価の判断箇所及びそのプロセス等について明確化が必要であると考えます。これら一連の事 項につきましては、キックオフ・ドキュメント等へ確実に反映いただきますことを要望致し ます。

競争評価の際に必要とされるデータにつきまして、原則的に用いられる公開情報以外に行政が必要と判断して事業者等から別途情報収集を行う際には、事業者等に過度な負担がかからないよう、配慮いただきますことを要望致します。

実際の競争評価につきましては、導入当初は対象市場を大きめに画定し評価を行うべきと考えます。こうした前提を踏まえ、競争評価の実践過程において当該手法の改善・精緻化等が図られた時点で、画定市場の細分化及びそれに基づいた競争評価の実践について検討すべきと考えます。

以上が弊社の基本的な見解となります。弊社といたしましては、本見解をお取り計らいの上、 報告書へ適切に反映いただきますことを要望致します。

尚、本報告書(案)における個別論点につきまして、下記のとおり弊社の見解・要望等を述べ させていただきますので、基本的見解と併せましてご考慮をお願い致します。

<報告書(案)の内容に関する個別意見>

1. 利用者の満足度及び情報の十全性について[P.34~36 5-2(2)]

共に競争状況を示す定量的指標として活用できるものの、競争状況との相関が必ずしも明確ではないという内容に強く賛同致します。

つきましては、競争評価手法を確立する際に、両指標の取り扱いに十分留意・配慮いただき ますことを要望致します。

2. データの取得可能性・公開性について[P.40~41 5-5(3)]

競争評価のためのデータとして事業者等から情報を募る場合には、当該情報の収集及び処理方 法等について、あらかじめ事業者等に意見を照会していただきますことを要望致します。

収集したデータのうち企業匿秘性の高いものにつきまして、公表のために加工する際は収集データの加工基準及びその方法の明確化が必要であると考えます。また、加工データの公表に当たっては、提出した事業者等(情報提供元)が意図する内容と加工データが意図する内容とで乖離

が生じないよう、事前に情報提供元へ確認を行うプロセス等を盛り込んでいただきますことを要望致します。

尚、このような加工データの元となるデータにつきましては、匿秘性の保証が必須であると考えます。

3. 競争評価における利用者代表及び学識経験者の参加について[P.43 6-2]

競争評価の公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除するためにも、原則として評価過程において利用者代表及び学識経験者に参加いただきますことを要望致します。

4. 総務省と公正取引委員会との連携について[P.43 6-2]

総務省と公正取引委員会が担う機能の相違に留意しながら、相互の知見を交流し合い、連携をより一層強化していくことが有益であるという内容に賛同致します。

また、両者の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の下で実行される規制の諸概念の融合を図り、両法令が一貫した形で適用されることを要望致します。国際的には、こうした連携がなければ規制の枠組みに不確実性及び不安定性をもたらすリスクが大きいと考えられています。従いまして、総務省及び公正取引委員会が、情報の共有及び政策の構築等につきまして、両者間の連携を更に深めていただくことを要望致します。

5. データの具体的収集方法について[P.44 6-2(3)]

本研究会においては、競争評価の結果の信頼性を確保する観点から、必要情報の収集・処理方法等に加えて、情報の収集時期及びその期間の明確化につきましても議論が行われております。 その点につきましても本報告書(案)に記載を行うべきと考えます。

また、キックオフ・ドキュメントへ実施の細目を記載する際に、こうした情報の収集時期及び その期間につきましても明記していただきますことを要望致します。

6. サービス市場の画定について[P.45 6-4(4)]

サービス市場の画定につきましては、ガイドラインの策定及びキックオフ・ドキュメントの策 定と同様、公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除 することが必要であると考えます。従いまして、競争評価実施の上で重要な役割を担うサービス 市場の確定に際しましても、意見公募していただきますことを要望致します。

以上

総務省総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 103-0015

まるままうとちゅうおうくにほかばしはこざきちょう 東京都中央区日本橋箱崎町24-1

そるとば、んくび-び-かぶしきがいしゃ ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう そん まさょし 代表取締役社長 孫 正義

「IP 化に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)について、別紙のとおり意見を提出します。

「IP 化に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)についての意見

1、はじめに

この度は、表記報告書案につきまして、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。本報告書(案)の内容は、電気通信分野の事業者間の更なる自由な競争と公正競争を促すものであり歓迎いたしますが、更に検討が必要な点もあると考えます。 以下の弊社意見についてご検討をいただきますようお願い申し上げます。

2、競争評価の対象とする分野について

競争評価の対象分野は利用者向けサービス分野だけではなく、事業者間のインフラサービス分野も含めるべきであると考えます。

確かに利用者向けサービスの競争評価によって、そのサービス分野の競争の進展状況やサービスの代替状況等は把握できると考えられます。しかし、通信事業に参入し競争環境下で事業活動を行うために不可欠な基盤設備に着目し、その市場の競争評価を行わなければ、競争を活性化させている要因、あるいは阻害している要因を明らかにすることはできません。

例えばダークファイバが有効に活用されているかどうか、評価することは必要です。 現状では、通信事業者にとって必要不可欠な設備である光ファイバは、十分な量が円滑に 利用されているとは言えません。インフラサービス分野の競争評価を行わないと、例えば NTT 東西等のダークファイバを接続事業者が適切に利用できる環境となっているか、 現状が正しく認識されない恐れがあります。また、インフラサービス分野でのボトルネック設備を有する企業に対する規制緩和あるいは規制強化が、数年後に利用者向けサービス 市場における競争環境に決定的な影響を及ぼす可能性も考えられます。よって将来的な利 用者向けサービス市場の公正な競争状況を確保するためにも、利用者向けサービス分野と は別の枠組みでインフラサービス分野においても市場を画定し、継続的に競争評価を行っていく必要があると考えます。

具体的にインフラサービス分野の競争評価の指標としては、NTT 東西等のダークファイ バの回線数、伸び率、等を考慮していただきたいと考えます。今後の安定したインフラの 供給のためには、電力会社、国・地方自治体、鉄道会社等の光ファイバ設備の開放も必要ですが、現段階では必ずしもこれらを利用する電気通信事業者にとって使い勝手のよいものとは言えません。利用する側にとっては、当該光ファイバを借りるだけでは実際にはファイバを利用することができず、自社で別の光ファイバを用意する必要が生じる、などのケースが考えられます。したがって東西 NTT のダークファイバが適切に供給されているかの評価も含め、インフラサービス分野の競争状況によって、電力会社等のNTT東西以外が保有するダークファイバについても提供を義務づける等の政策が必要になってくると考えられます。

3、今後のスケジュールについて(P47 図表 6-2-1)

競争評価が適時に行われ、適切に政策が制度改正に反映されるために、以下の点を考慮 していただきたいと考えます。

- ・ 実際に競争評価を行うまでの具体的なスケジュールの明示
- ・ 市場画定後に意見公募をする。逆にガイドライン後の意見公募は不要であると考えます。
- ・ 必要に応じて公開ヒアリング等、特定の構成員・事業者以外の利用者なども参画し議論できる機会を設ける。

- 以上

意見書

平成15年6月13日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 104-8508

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

氏 名 日本テレコム株式会社

代表取締役社長 ウィリアム・ティー・モロー

電話番号 03-4288-8018 fax 番号 03-5540-8930

メールアト・レス regulatory@japan-telecom.co.jp

(担当:総務本部 渉外部 井上)

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書(案)に対し、 別紙のとおり意見を提出します。

別紙

はじめに

めざましい発展を遂げている電気通信市場において公正競争が維持・深度化されることは、市場の更なる発展ひいては利用者利益の増進につながると考えます。そのためには、電気通信市場の競争状況について、多角的な側面から公平かつ中立な評価を行うとともに、それにとどまらず、競争状況に見合った政策的措置を講じていくことが大切であると考えます。

先般、競争評価手法に関する研究会が設けられ、活発な議論を経て、このたび報告書案が公表されたことは大変有意義なことであり、このような形で意見を提出する機会を与えていただいたことに対して厚く御礼申し上げます。

しかしながら、更に考慮していただきたい点もあり、弊社の具体的意見及び要望について、以下のとおり述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

総論

・日本の電気通信市場は独占から出発し、複数の事業者の参入を迎えて競争環境が形成されたという歴史的背景を有しています。このような背景の下で公正競争を実現させるためには、独占から出発した事業者に対してネットワーク開放を義務付けることに代表される接続規制が不可欠であり、小売市場における競争進展は接続規制が十分機能していることを意味していると考えます。例えば、加入者回線設備のアンバンドル化及びNTT東西殿の局舎におけるコロケーションルールが整備されたことによって競争事業者によるMDF接続が可能となったことが、我が国におけるADSLサービスの爆発的な普及の主要な要因の一つであると理解しております。

このように接続規制が小売市場における競争の前提となっている場合に、小売市場における競争評価の結果によって接続規制の適否を判断することは不適切であり、競争を阻害する結果につながります。接続規制に関しては、設備的なボトルネック性からその適用範囲や内容を議論すべきであり、小売市場における競争進展の評価とは峻別すべきと考えます。

今回の報告書に記載された評価手法や指標は、主として小売市場における競争を評価するためのものであり、その適用範囲は小売市場に限定されるものと考えます。

- ・本報告書案6章においても記されていますが、競争評価において最も優先されるべきは 評価過程における透明性・中立性であると考えます。したがって、評価する主体につい ては、行政だけではなく、利用者の代表や学識経験者等が参画することにより、透明性・ 中立性を確実に担保する必要があると考えます。
- ・一連の競争評価の実施に係るフローや競争状況の評価に用いられる各指標等については、 実践を踏まえた上で定期的に見直しが行われると理解しておりますが、見直しの間隔を 明示すべきと考えます。具体的には、ガイドラインを2年毎に見直すことが適当である と考えます。また、見直しの際にはパブリックコメントを募集すべきと考えます。

各論

原文中の下線については、弊社にて記入いたしました。

1 目的と背景

1 - 1 目的

(3)競争評価の導入の目的 (P.5)

(略)

市場の競争状況は、基本的に、根拠となる法令、例えば電気通信事業法やそれに基づく 省令等の見直しによってはじめて具体的に政策に反映される。これらの法律や省令の制 定・改廃は、国会や審議会での審議を経て行われるので、競争評価の結果が直ちにそれに つながるわけではない。しかし、行政や利害関係者等により共有化された手法を用いた市 場のモニタリングによって競争状況の変化の兆候を常に捉えられるようになり、それが公 表されるルールが確立され、実践として定着するようになれば、競争評価が、市場の変化 に対応した規制の迅速な見直しの契機になるであろう。行政も、前述の政策反映の過程で、 競争評価の結果をさらに詳細な分析のベースとして活用していくであろうし、事業者等が 競争評価の結果に基づき政策の見直しを主張するようになることも予想される。

(以下、略)

市場のモニタリングは重要ですが、モニタリングにとどまることは競争評価の第一目的たり得ず、政策に反映されてはじめて意義あることと評価されると考えます。競争評価の第一目的は、現在の政策が時代や市場に見合ったものであるか、不十分な点はないかといったことを検証し、必要な場合には政策の変更に結実させることであると明記すべきと考えます。

|3 各論 分析対象となる利用者向けサービス分野の選定|

3 - 1 基本的な考え方 (P.13)

全ての利用者向けサービスを対象に市場画定を行い、各市場毎に競争状況を評価しようとすると、実践上の諸問題に直面することになる。競争評価に要するコストや要員の確保、データの収集可能性等を考慮すれば、全てを対象として市場画定以降の作業を行うことは現実的でなく、対象分野の選定が欠かせない。

(以下、略)

全ての利用者向けサービスを競争評価の対象とすることは現実的ではないと断言するのは早計であると考えます。まずは選定ありきではなく、簡易な方法であっても、一通りのサービスについて競争評価を行うべきと考えます。それでも、優先順位をつけて実施しなくてはならないということであれば、評価できないサービスについては、評価しないと判

断した理由とともに行政が明らかにし、同意を得る必要があると考えます。

4 各論 市場画定

4 - 2 具体的に考慮すべき事項

(1)需要の代替性(P.15)

(略)

この点、<u>利用者から見た効用・機能に着目してサービスの同一性を勘案し、市場画定を</u> 進める考え方は、利用者の観点を重視したものであって合理的である。

(以下、略)

報告書案に賛同します。サービスの同一性の判断基準として、「一般的な利用者の併用の 意識の有無」が挙げられると考えます。

(4)地理的市場(P.18)

(略)

このため、<u>妥当な地理的市場の画定の在り方についても、個々の対象分野について競争評価を実践する際に明らかにし、さらにその実践を通じて知識や経験を蓄積しながら模索</u>していくべきである。

(以下、略)

事業者は顧客基盤・経営基盤(カネ・モノ・ヒト)を利用して競争を行うため、カネ・ヒトは地域を越えて流動すると考えます。したがって、市場を狭く定義した場合には、そのような基盤の共有やレバレッジを見過ごすことにつながるため、地理的市場においては細分化しすぎることなく、広く見る必要があると考えます。

(5) その他留意すべき事項(P.19)

その他留意すべき事項として、「特別な法規制やルールの存在の有無」を追加すべきと考えます。例えば、ユニバーサルサービス制度が適用される市場では、適格事業者に交付金を出すことから純粋な競争原理が働かないため、他の市場と同様の評価を行うのは難しいと考えます。

|5 各論 競争状況の評価

- 5-2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等
- (1)市場の構造や供給者の行動に関する指標

加入者数や売上高のシェア、その推移

(a)シェア算出のベースについて (P.26)

(略)

なお、売上高は、サービス毎に会計を分離していない、あるいは、その細目が不公表である事業者が多く、また、公表されている場合にも、事業者によってサービス区分が様々である場合が多い。競争評価においては、透明性の確保の観点から後述のとおり公開情報を基本とするが、売上高ベースのシェアの算出が事実上不可能な場合が多い点に留意が必要である。

シェアについて、公表データがないから評価できないということは本末転倒であると考えます。更に現在の事業法改正等では、会計規則が適用される範囲が極めて狭いものになると理解しております。公表データがない場合には必要となる個々のデータの取得ができるかぎり可能となるような措置を講ずるべきと考えます。その際には、省令等の法的な担保をしていただきたいと考えます。なお、経営情報に関するデータに関しては、評価主体には提出するものの、一般には非公開とするといった守秘義務の原則に基づくべきと考えます。

シェアの推移については、5年間程度の時系列的なデータによる定量的評価を行う必要があると考えます。さらにその推移に与える原因は何か、今後変化が期待できるかという 定性的評価を行うべきと考えます。

参入障壁の大きさ、参入事業者数、新規参入・撤退の動向やその要因

(b)参入に必要な諸条件について (P.30)

事業者が市場に新規参入するためには、前述の法制度上の要件を満たすだけでなく、一定規模の投資資金(サンク・コストを含む。)、一定の技術レベル、事業展開に不可欠な資源(設備、特許等)へのアクセス、他の競争者とのサービスの差別化、販売網等が必要となる。

例えば、従来の固定電話サービス事業に新規参入するためには専用の交換機等に比較的大きな投資が必要だし、FTTHのインフラサービス事業に新規参入するためには加入者宅までの光ファイバの敷設に巨額投資を要する。加えて、一般に、これらの投資はサンク・コストとなる可能性があるので、これらの事業への参入リスクは大きい。一方、インターネット接続サービス事業の場合には、必要なルータ等の設備が一般の汎用品で賄える上、一般に投資規模も小さいため、参入リスクは比較的小さい。

しかし、近年、接続ルールの整備、累次の規制緩和等によって、ネットワーク構築の柔

軟性が高まっているので、以前に較べて、新規参入しようとする事業者は、自らの事業戦略、資金規模、経営判断によってサービス提供レベル(例えば、自ら設備を設置するか、 又は他事業者の設備を利用するか等)やサービス提供エリアの範囲等を選択しやすくなっている。

このため、<u>前述の諸条件については、考慮を要する指標ではあるが、接続ルール等が存在し、技術革新が著しい現在の電気通信事業分野にあっては、以前に較べると指標としての</u>重要性が相対的に低下している。

本意見書総論で述べたとおり、参入に必要な諸条件については、各事業者がゼロの段階からサービスをスタートさせたのではなく、独占から出発し、複数の事業者の参入を迎えて競争環境が形成されたという歴史的背景が検証において認識されるべきと考えます。

このような歴史的背景があることに加え、上記報告書案に記載された投資規模という参入障壁が存在するため、既存事業者のボトルネック設備の開放を義務付ける接続ルールが整備されてきたと理解しております。つまり、接続規制が存在している結果として「指標としての重要性が相対的に低下」していると考えているため、接続ルールは維持されるべきと考えております。

しかしながら、接続ルールの整備を前提としても、規模の経済性やネットワーク効果が 働く電気通信産業においては、一定の事業規模を確保することが競争を行う上で重要な要素であり、投資リスクは未だ大きいものと考えております。

したがって、「相対的に低下」したとしてもその程度は限定されたものであり、本項目に 挙げられている諸条件については、依然として指標として重要であると理解しております。

(c)生産設備に重要な変更を加えることなく当該サービスを供給できる事業者の存在につて(P.30)

生産設備に重要な変更を加えることなく分析対象サービスを供給できる事業者の存在を市場画定の段階で供給代替性として考慮する是非は、前述(4-2(2))のとおりであり、特に勘案することが重要な場合を除き、市場画定の段階ではなく競争状況の評価の段階で潜在的な競争事業者の市場参入圧力として考慮する。

報告書案に賛同します。実際に参入する・しない、もしくは参入した後の行動の是非にかかわらず、加入者回線を相互接続という形態ではなく自ら調達できるといった、生産設備に重要な変更を加えることなく当該サービスを供給できる事業者の存在は、競争評価の段階において市場参入圧力として考慮すべきと考えます。

当該事業者や関連事業者が他市場で有する市場支配力の影響(隣接する他市場が当該市場に与える影響)

(a)上記(a)について (P.31~32)

(略)

一方、分析対象となるサービス市場に関連する他市場において、歴史的経緯、法制度上の規制等によって独占的地位を有する事業者が、例えば、両市場間の不当な内部相互補助や当該他市場において非競争的に知り得た情報の目的外利用、セット割引等バンドルサービスの提供等を行った場合には、競争事業者は対抗手段を有し得ないために、当該サービス市場における競争状況に及ぼす影響が甚大になるおそれがある。

したがって、競争状況の評価では、<u>当該他市場からのレバレッジの行使がどのように防止されているかという点を、両市場間のファイアウォールの有無やその作用に着目して分</u>析することが重要である。

報告書案にあるとおり、独占事業者によるレバレッジは、競争事業者にとっては大きな 脅威であり、競争状況に大きな影響を与えるものと考えます。

したがって、レバレッジの行使を防止するためのファイアウォールについては、法制上 十分であるかということだけではなく、現在の措置が実態面としてきちんと機能している かも併せて検証すべきと考えます。

前項のうち設備保有がサービス市場に与える影響

(P.32)

設備保有がサービス市場に与える影響については、主に、

- (a)いわゆる「ボトルネック設備」33のような存在がサービス市場に与える影響
- (b)垂直統合的なビジネスモデルの観点から、設備の保有がサービス市場に 与える影響

に分類できる。

33 他事業者の事業展開上も利用者の利便性の確保の観点からも接続が不可欠な固定系加入者回線を相当な規模で有し、また、他に追随を許さないほどの規模の設備であることから、当該設備に依存せざるを得ない非代替的な電気通信設備のこと。

(以下、略)

ボトルネック設備について、固定系加入者回線と限定するような注釈がなされていますが、本報告書案にて限定する必要はないと考えます。

本意見書総論においても述べたとおり、小売市場における競争進展のためには、ボトルネック設備の開放を義務付けることに代表される接続規制が不可欠であると考えており、 その範囲は接続規制を研究する場で判断すべきと考えます。 (P.33)

(略)

ただし、<u>留意を要するのは、競争状況はあくまで分析対象となる利用者向けサービス市場</u>に関するものであって、インフラサービス市場のそれではない。ボトルネック性に起因する影響力がどのようなものであろうと、利用者向けサービス市場の競争状況にとっては与件であって、それを前提として当該サービス市場の競争状況を評価する必要があるという点である。

(以下、略)

サービス面での競争評価と設備面のボトルネック設備に課される接続規制は独立していると考えております。つまり、利用者向けサービス市場における競争の進展は、ボトルネック設備に課されている接続規制を緩和する要件たり得ないと理解しております。

(1)市場の構造や供給者の行動に関する指標

サービスの多様化 (P.34)

(2)利用者の利益や行動に関する指標等

利用者の当該サービスに対する満足度 (P.34~35)

利用者が得る情報の十全性 (P.35~36)

(報告書案本文の引用略)

サービスの多様化は市場の画定の範囲や市場成熟度によって大きく左右されると考えられ、競争進展と直接連動するものではないと考えます。同じく、サービスに対する顧客満足度及び利用者が得ている情報の質・量に関しても、競争状況とは直接連動しないと考えます。

したがって、当該諸項目を重要視しすぎるのは不適当であると考えます。

- 5-5 競争状況の評価に当たっての留意事項
- (2)「市場の成熟度」の取扱い(P.39~40)

(略)

例えば、創業者リスクを負いつつ、創意工夫をこらして新サービスを開発・提供する事業者の先行者利益を尊重することは、革新的サービスの開発・提供への事業者のインセンティブを確保する上で重要であり、いわゆる「揺籃期」の市場での先行者利益を妨げないことで、そうしたサービスの提供を通じて利用者利益を増進するという視点にも十分に配慮すべきである。このような市場では、未だ参入事業者が少ないので先行者が有するシェアが高くなるのはむしろ自然で、そのような状況での競争者の不在をもって、その後も競争が有効に機能しない市場と判断するのは早計に過ぎる面がある。

(以下、略)

市場の成熟度によって差を設けるべきは、評価後の政策反映の段階においてであると考えており、競争評価の段階では成熟度によって差を設けるべきではなく、同一の手法により評価すべきと考えます。そもそも、ある市場が揺籃期にあるのか、それとも成熟期にあるのかは評価をしてみないと判断できない面があると考えており、推測に基づいた成熟度に応じて評価手法を変更することは誤った評価を下すおそれがあり、適切ではないと考えます。また、規制等が追加されない限りは、競争を評価すること自体は揺籃期市場における先行者のインセンティブを削ぐことにつながらないと考えます。

6 今後の取組み

6-1 競争評価の実施についての基本的な考え方

(P.42)

(略)

そのためにも、行政は、競争評価手法を自身の内に抱え込むのではなく、常に外に向けて公表し、意見公募等の機会をできるだけ設けるように努めるべきである。

<u>その具体的な方法の一つが競争評価の内容の文書化とその公表であり、具体的には、次</u>のような行動を行政には期待するところである。

- (1) 競争評価を定期的に実施することを、行政として明確化する。
- (2) 競争評価の具体的実施方法等を含む全体像について、本研究会の研究成果を踏まえ、 実施要領(ガイドライン)を策定・公表する。

このガイドラインは、いわば、競争評価の設計図に相当するものである。

(以下、略)

報告書案に賛同します。競争評価の定期的実施の明確化については、当該ガイドラインで宣言されるべきと考えます。

また、政策の一貫性を保つために、法律で定められている競争状況の判断の場においては、すべからく当該ガイドラインを用いるべきと考えます。例えば、NTT東西殿が活用業務を営む際には、日本電信電話株式会社等に関する法律において「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるとき」に認可されると規定されており、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度は、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」において、「地域通信市場における競争の進展状況」が判断基準となると定められております。この際、競争評価のガイドラインが「地域通信市場における競争の進展状況」の判断基準として用いられるべきと考えます。

6-2 競争評価の具体的実施方法

(P.45)

(略)

上記 で得られた情報等に基づき、当該分析の起点となるサービスを起点として、<u>主に利用者の視点から、需要代替性が同一なサービスの範囲を検証し、分析対象となるサービ</u>ス市場を画定する。

(以下、略)

サービス市場の画定は、競争状況の正しい評価結果を導くための極めて重要なステップですので、パブリックコメントを募集すべきと考えます。

(P.45)

(略)

その際、<u>当該サービス市場において競争が有効に機能している蓋然性が高いと認められる場合には、当該サービス市場における提供条件等に係る現行の規律との関係について言</u>及することとする。

(以下、略)

現行の規律との関係については、現在の規制によってサービスベースでの競争が進んでいる場合には当該規制を維持することを含意していると理解しております。

(P.46)

(略)

政策変更には、法改正のための国会審議や省令改正のための審議会諮問等を経た所要の制度整備が必要であることは当然であるが、上記(4)の<u>当該サービス市場についての競争評価の結果は、その政策変更の是非についての議論を開始する「トリガー」として機能し得るものである。</u>

競争評価の結果は政策変更の是非についてのトリガーとして機能し得ると記されていますが、競争評価の第一目的は、現在の政策が時代や市場に見合ったものであるか、不十分な点はないかといったことを検証し、政策が現実の市場に見合わない場合や不十分な場合には変更することであると考えます。

したがって、「トリガー」というあいまいな言葉ではなく、評価結果を競争政策に結びつ けるべきと明確に記載する必要があると考えます。

図表6-2-1 競争評価実施に係るフロー(案)

- ・当該フロー図のなかに、競争評価の実施スケジュールを具体的に書き込むべきと考えます。例えば、キックオフ・ドキュメントの設定は毎年第1四半期までに行い、最終のパブリックコメントは第4四半期までに公募するといった、具体的なスケジュールが書き込まれるべきと考えます。
- ・当該フロー(案)において、事業法や省令の見直しについては、「法律制定や審議会審議のフローに従う」とありますが、法律を定期的に見直すことはなく、そのようなフローは存在していないと理解しています。今般、競争評価実施に係るフローが確立されることを契機として、政策レビューの実施に係るフローも確立されることを要望します。

以上

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)に対する意見

平成15年6月13日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】 経営企画部 営業企画部門 電話番号 03-5359-3932 FAX 番号 03-5359-1616 e-mail s.iizuka@east.ntt.co.jp

(別紙)

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)に対する意見

NTT東日本

電気通信分野は変化が激しく、特に最近ではIP化の進展によって新サービスの登場やサービスの統合・融合が短期間に実現されており、例えばIP電話・インターネット・放送がセットで提供されたり、携帯電話と固定電話のセット割引が登場するなど、市場の画定はますます困難になっています。

さらに、競争状況は時々刻々と変化しており、最新の正確なデータを 揃えることは容易でないと想定され、的確な競争評価を行うことは現実 には極めて困難な作業であると考えます。

したがって、競争評価を実際に行われる際には、そういった困難性を 十分に踏まえた上で実施していただきたいと考えます。

また、競争状況を評価される際には、ネットワークのオープン化等の 競争条件が整備されているか否かを重視すべきであり、対等の競争条件 が整備されている状況の下で、各事業者の営業努力の成果であるシェア が高いこと自体を問題視するのであれば、事業者のインセンティブを損 ない、競争促進の活力を削ぐことになるため、結果として利用者の利益 をも損なうことになると考えます。

〔報告書(案)の対象箇所〕

・ 43~46ページ 6 2 競争評価の具体的実施方法

意見書

平成 15 年 6 月 13 日

I P化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会 御中 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-0004

住 所 とうきょうと ち よ だ く ままてま 5 に 5 ょ うめ 2 ばん 2 ごう 東京都千代田区大手町二丁目2番 2 号

だいびょうとりしまりゃくしゃちょう すみだ ただひさ 代表取締役社長 角田 忠久

連絡先 TEL: 03-3242-6238 FAX: 03-3242-5573

sabibu@fusioncom.co.jp

平成 15 年 5 月 14 日付けの『「I P化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書案に対する意見募集』について、別紙の通り意見を提出します。

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書案について、意見 提出の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。下記のとおり、弊社の意見を提 出いたしますので、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

1.競争評価実施に係るフロー全体におけるスケジュールについて [P.43の7行目以降] 策定されたフローにおいて、スケジュールに関する事項は(3)キックオフ・ドキュメントで「調査、分析のより具体的な内容とその実施スケジュール」が策定されることのみとなっています。

電気通信事業は、技術革新や市場のニーズを受け比較的早いスピードで商品や市場その ものに変化が起こります。この状況の変化に柔軟に応じて迅速な評価が必要と考えること から、以下の点についての検討が必要ではないかと考えます。

- ・(1)のガイドライン策定から(4)の結果公表及びガイドラインの見直しに至る全体の 工程について、要する期間の目安が必要と考えます。勿論、時間を重視するが故に競争 状況の評価作業の内容が十分になされない事になるといったことは避けるべきですが、 変動する通信環境に即応するためには、何かしらの目安が必要と考えます。
- ・(2)データの収集・整理に関する時間軸が明確になっていないと考えます。

公表されている情報を中心に収集・整理することから、(初回の作業は必然的に(1)と(3)の間での作業と考えますが、)必ずしも常時この時間軸である必要はないようにも考えられます。

そもそも、恒常的に行なわれる作業としての位置付けなのか、見直されるガイドライン を待っての作業なのかを明確にされ、必要な時間軸とその期間を明らかにする必要があ ると考えます。

- 2. データの収集について [P.44 の 9 行目以降]
 - (2)データ収集・整理等において、事業者からデータを提出する際、以下の事項についてご検討いただきたくお願いいたします。
 - ・提出(義務)の公平性
 - ・秘匿情報に対する秘密保持等への対策

3 . トリガーとしての機能の確約 [P.46 の 6 行目以降]

競争評価が「~略~(4)の当該サービス市場についての競争評価の結果は、その政策変更の是非についての議論を開始する「トリガー」として機能し得るものである。」ことは、重要なことであると考えます。これが確実に実行されることを担保するために、競争が有効に機能していない蓋然性が高いとされ、規律との関係について言及された事項に対して、行政が何らかの対応を行なうことを確約する法的根拠が必要ではないかと考えます。

以上

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

> (社)日本経済団体連合会 専務理事 立 花 宏

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書 (案)に関し、別紙の通り意見を提出します。よろしくご査収の程、お願い申し上げます。

別紙:「『IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会』 報告書案に関する意見」

(2003 年 6 月 13 日 (社)日本経済団体連合会 情報通信委員会 通信・ 放送政策部会 情報通信ワーキング・グループ)

【本件に関する連絡先】

(社)日本経済団体連合会 産業本部

〒100-8188 千代田区大手町1-9-4 担当:森島

電話:03-5204-1640 FAX:03-5255-6257

e-mail: joho@keidanren.or.jp

以上

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書案に関する意見

2003 年 6 月 13 日 (社)日本経済団体連合会 情 報 通 信 委 員 会 通 信 ・ 放 送 政 策 部 会 情報通信ワーキング・・グ・ルーフ

1.基本的な考え方

一般に競争が進展している産業分野においては、公正な競争の確保を競争の一般ルールである独禁法に委ねることが重要である。しかしながら、通信市場においては、競争が進展しつつあるものの、 サービスの提供に不可欠な機能を保有し、高い市場シェアを持つ、いわゆる市場支配力を有する事業者が存在していること、また、 利用者は、市場シェアの高い事業者を選好する傾向があるといった特殊性があり、それらを背景に競争制限的な行為が継続してとられる蓋然性が高い。この点に鑑みれば、通信政策の要諦は、市場支配力に着目した必要最小限の競争ルールを設け、市場支配力を有する事業者とそれ以外の事業者が公正に競争できる環境を整えることにある。

また、独占から競争への過渡期において、競争の進展状況を継続的に監視するとともに、競争ルールを策定・執行し、紛争を迅速に解決する機能を強化する必要がある。

以上、日本経団連提言「IT 分野の競争政策と『新通信法(競争促進法)』の骨子」(2001 年 12 月)で示した基本的な考え方を踏まえ、今般公表された「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書(案)(http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030514_3.html)に関し、当ワーキング・グループとして以下のとおりコメントする。

2. 具体的コメント

(1) 競争評価の導入の目的について

【報告書案の記述】

「市場の競争状況は、基本的に、根拠となる法令、例えば電気通信事業法やそれに基づく省令等の見直しによってはじめて具体的に政策に反映される。これらの法律や省令の制定・改廃は、国会や審議会での審議を経て行われるので、競争評価の結果が直ちにそれにつながるわけではない。しかし、行政や利害関係者等により共有化された手法を用いた市場のモニタリングによって競争状況の変化の兆候を常に捉えられるようになり、それが公表されるルールが確立され、実践として定着するようになれば、競争評価が、市場の変化に対応した規制の迅速な見直しの契機になるであろう。」(P.5)

【コメント】

競争評価の目的は、現在、適用されている競争ルールが市場における競争の 実態から乖離している場合に、その状態を是正することにある。特に、競争が 有効に機能していないと考えられる市場において支配力を有する事業者が存在 する場合には、競争促進のために必要最小限のルールを適用することが重要で ある。

なお、市場支配力を有する事業者が認められない場合には、全ての規制を撤 廃すべきである。

(2) 対象分野の選定について

【報告書案の記述】

「電気通信事業分野の利用者向けサービスのうち、どの分野を競争評価の対象とするかは、競争評価が政策的に有意である範囲がどこかに依っている。」(P.11)

「競争評価の対象分野は、できるだけ客観的な基準に照らし、当該対象分野 の重要性を見極めた上で決定されることが望ましい。その基準としては、例え ば、国民生活への浸透度を表す市場規模や普及率、外形的・客観的な参入障壁 の存在・変化といったものが想定されるであろう。」(P.14)

「対象分野の決定方法としては、(1)意見公募等の過程で、優先的、重点的に競争評価を行うべき対象分野を募る、(2)電気通信事業者等からある対象分野について競争評価を実施すべき旨の要請があって、その合理性が認められる場合に、当該対象分野についてアドホックに競争評価を行なう、可能性についても考慮されるべきである。」(P.14)

【コメント】

基本的には、競争が有効に機能していないと考えられる市場を対象とすべきである。また、対象分野の決定方法としては、パブリックコメントの実施、ペティション制度の導入などによって、国民、企業の声を反映するなど、透明な手続を確保する必要がある。そうすることが、競争評価の過程における恣意性の排除にもつながると考える。

なお、市場支配力は通信サービスを提供する上で不可欠な機能を有することに起因すると考えられることから、競争評価は、「利用者向けサービス」に留まらず、「通信事業者向けサービス」(報告書案の用語に従えば「インフラサービス」)も対象とすべきである。

(3) 市場画定について

【報告書案の記述】

「まずある程度大きなサービス領域を対象分野として捉え、市場画定の段階では、競争評価の都度、現実に利用可能なデータを基に、分析の起点となるサービスを中心に同一サービスとしての広がりを分析し、その外郭で市場を画定するようにすべきである。」(P.15)

「生産設備に重要な変更を加えることなく当該サービスを供給できる事業者が存在する場合には、市場画定において供給の代替性を考慮することが特に重要と認められる場合を除き、分析対象となるサービス市場の競争状況を評価する段階において潜在的な競争者の新規参入圧力を勘案することとする。」(P.17)

【コメント】

競争が有効に機能していないと考えられる比較的小さな市場を起点とし、需要の代替性等を考慮して最終的に適切な市場を画定するのが適当である。

また、需要の代替性を基本に市場を画定することは妥当であるが、供給の代替性について、「特に重要と認められる場合」を除き勘案しないことが適当か否か疑問が残る。供給の代替性の検討においては、代替的なサービスを供給できる事業者の存在のみならず、当該市場へ参入する上での制度的、実態的な障壁の有無も勘案されるべきと考える。

(4) 競争状況の評価について

【報告書案の記述】

「留意を要するのは、競争状況はあくまで分析対象となる利用者向けサービス市場に関するものであって、インフラサービス市場のそれではない。ボトルネック性に起因する影響力がどのようなものであろうと、利用者向けサービス市場の競争条件にとっては与件であって、それを前提として当該サービス市場の競争状況を評価する必要があるという点である。」(P.33)

【コメント】

報告書案は、競争評価の対象を利用者向けサービス市場に限定していることから、上のような記述となっていると考えられるが、報告書案も指摘するように、競争状況の評価において設備のボトルネック性に起因した影響力についてはきちんと考慮する必要がある。なお、インフラサービス市場に関する競争評価の必要性はすでに指摘したとおりである。

一方、利用者向けサービス市場の競争が進展しているからといって、そのことが関連するインフラサービス市場に係るルールを当然に変更する理由にはならないと考える。念のため、この点を確認したい。

(5) 競争評価の具体的実施方法について

【報告書案の記述】

「このような競争評価は、できる限り定型化された判断基準に基づいて透明に実施されることが望まれるが、対象分野によっては、各種の指標や要因等を用いた総合評価を必要とすることも予想される。その際には、評価過程における公正性・中立性・透明性をより確かなものとするため、利用者代表、学識経験者の参加を求めるのが望ましい。また、独占禁止法の分野で類似の事例について多くの知見を蓄積している公正取引委員会の参画も求め、電気通信事業法を所管する総務省と独占禁止法を所管する公正取引委員会が、それぞれが担う機能の相違に留意しながら、相互の知見を交流し合い、連携をより一層強化していくことが有益と考えられる。」(P.43)

【コメント】

競争評価にあたって、総合的な評価が避けられないとすれば、競争評価の過程において、また、評価結果に基づく政策措置の必要性の判断にあたり、公正性、中立性、透明性をできる限り確保する必要がある。そのための具体的な方策としては、パブリックコメントにより広く国民、企業から意見を募集することは当然として、透明な手続の下で競争評価を実施し、その結果の公正・中立な判断に基づいて競争ルールの策定・執行等を行なう、独立した規制機関を設置する必要がある。

一方、報告書案では、競争状況の総合評価にあたって、公正取引委員会の参画を求めることとしているが、同委員会の独立行政委員会としての位置付けに留意するとともに、競争評価の手法や考え方を独禁法のそれとできる限り整合のとれたものとする必要がある。そのような観点からは、競争評価の具体的実施方法等に関するガイドラインの策定・見直し、ならびに競争状況の評価とその結果に基づく政策措置の必要性の判断にあたり、公正取引委員会による意見表明の機会を確保し、パブリックコメントを募集する際に、同委員会の意見も合わせて公表することとすべきである。

以上

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)に対する意見書

慶應義塾大学大学院法学研究科公法学専攻 前期博士課程 2 年 岡田直己

下記の通り、意見書を提出いたします。

【1 目的と背景 1-1 目的(3)(5頁)】

● 「市場のモニタリング」「競争評価の結果をさらに詳細な分析のベースとして活用していく」という表現が用いられているが、競争評価は電気通信事業法など根拠法令見直しの「契機」の1つに過ぎず、これに即応して規制体系・内容の変更が行われるものではないことに留意していることは適切である。

【1目的と背景 1-2 背景(2) (9頁)】

● 電気通信事業分野に固有の規制手法と、一般競争法における手法の整合性確保について、「一定の考慮」が必要であるとされているが、その具体的な内容が明記されていないため、今般の議論における競争評価手法・結果は、あくまで事業法による規制の適正化・精緻化のみに向けられるのではないかという印象を受ける。たとえば、市場画定の手法について、今般検討されている「競争評価手法における市場」と「独禁法における市場」が異なることは理解できるが、公取委(独禁法)による競争政策において競争評価結果が活用されるか否か、活用されるとすればどのような方法が考えられるのかなど、どの部分に着目した整合性確保を検討しているのか必ずしも明らかではないことは、事業者の予見可能性を確保するうえで問題を生じるおそれがあると考える。

【2 競争評価のプロセス図表 2-1 競争評価のプロセス(イメージ) (12 頁)】

● 「競争評価の対象外とされた利用者向けサービスについても、アドホックに競争評価を行う可能性がある」とされるが、これは外形的・客観的な参入障壁の存在・変化等との関連で判断されるものと認識される一方で、「事業者による評価実施要請の合理性」の判断基準が示されていないことは、競争評価プロセスの透明性確保が不十分であるという印象をもつ。利用者向けサービス分野によって、競争評価を行う政策的有意や重点的な判断事項に相違があることは理解できるが、「行政や利害関係者等により共有化された手法の活用」を前提とするのであれば、行政が評価実施要請をどのように考慮するのかについて、事業者の期待可能性を確保できるレベルにおいて明確にしておく必要があると考える。

【4 各論 市場画定 4-3(2)仮想独占者テスト(SSNIP テスト) (22 頁)】

- 計量経済学的モデルに基づいて詳細な分析を行うことは、報告書案が指摘する通り、 競争評価手法としての信頼性が十分とはいえないため、ここでは概念ツールとして参 照するにとどめることが適当であると考える。報告書案も指摘しているが、計量経済 学的モデルに基づくテストを実施する場合、長期かつ詳細な経済データが必要になる だけでなく、同テストで想定される独占者が小幅かつ有意な値上げによって利益を獲 得することが可能かどうか計測する経済学的手法は、必ずしも単一のものに限定され るわけではないため、その有用性は必ずしも十分なものといえない可能性がある。
- また、欧米競争法における企業結合規制を参照すると、SSNIP テストが実際に適用されたケースは少なく、概念ツールとして参照されるにとどめられており、当該規制に関するガイドラインも、SSNIP テストで用いられる経済学的手法について、十分な説明をしているとはいえない状況を考慮すると、SSNIP テストを今般の市場画定における手法として安易に導入することは望ましくなく、理論的蓄積およびケース・スタディによる十分な検証が必要であると考える。

【5 各論 競争状況の評価 5-2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等(1) (25頁)】

- 市場シェアは、市場力を推定するための状況証拠の1つに過ぎず、市場シェアを具体的にどの数値から導くかという議論は、競争評価の目的に応じて変わるものであるため、ある市場における絶対的な市場シェア指標は存在しない。
- したがって、市場シェアの推移は、市場が静態的か動態的かを推認する状況証拠に過ぎないため、その静態的な推移が、「当該市場における競争状況に変化なし」という解釈を導くことは必ずしも妥当ではない。
- また、事業者間における市場シェアの格差が大きいことは、必ずしもシェア1位の事業者が市場において優越的地位にあることを示唆しない(優越的地位を推定する状況証拠に過ぎない)。市場の寡占化の有無・程度の判断にあたっては、市場シェアよりも市場集中度を分析することが適切である。

【5 各論 競争状況の評価 5-2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等(1) (a)(25~26頁)】

● 市場シェア算出のベースを、市場の特性や関連データの取得・公表可能性によってケース・バイ・ケースで判断することは理解できるが、どのような可能性が考えられうるのか、シェア算出のベースを一定程度例示しておくことは、競争評価に関する透明性の確保およびアカウンタビリティのために必要であると考える。

【5 各論 競争状況の評価 5-2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等(1) (d) (27~28 頁)】

● 「トップシェア事業者と第2位以下の事業者とのシェア格差が小さく、上位3事業者の合計シェアが一定基準を超える場合に共同支配(共謀、協調的行動)が懸念される」とあるが、共同支配という「意思・行動」も競争評価の対象とされることは疑問である。かりに共同支配が存在する場合には、それらは独占禁止法による事後的規制によって排除されるべきものであり、報告書案が検討する競争評価は、あくまで市場の競争「状況(状態)」を察知することによって、事業法等の見直しの「契機」とすることを目的としていることからすれば、「共同支配が懸念される点に留意が必要」という記述の趣意は理解しがたい(公正取引委員会との情報共有や、同委員会による独占禁止法のエンフォースメントに資することを意図しているとも理解することができる)。

【5 各論 競争状況の評価 5-2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等(1) (e)(28頁)】

● 「市場集中度の考慮が欠かせない」「投資資金や技術レベル、事業展開に不可欠な資源へのアクセス等の指標の重要性が従前に比べて相対的に低下している」(同 (b) 30 頁)と、「シェアや市場集中度が外形的基準に該当する場合には定性的な分析を行わない」(6 今後の取組み 6-2 競争評価の具体的実施方法(4) (45 頁))という記述をふまえると、寡占的状態の有無・程度が競争評価において重視されるという理解を招く可能性があり疑問である。市場シェアの格差や市場集中度の程度は、上位事業者の優越的地位の有無を推定させる状況証拠に過ぎないため、競争評価の効率的実施という観点のみによって、定性的指標による分析を排除することは好ましくない。

【5 各論 5-5 競争状況の評価に当たっての留意事項 (2)「市場の成熟度」の取扱い (39頁)】

● 市場の成熟状況(揺籃期・成長期・安定期など)を考慮しようとすることは、事業法による 規制の緩和を図る時期を見極めるうえで必要になるため妥当である。ただし、それぞれの時期で、競争評価にあたって特に考慮される要素やその比重を明示することは、 事業者の経済活動を無用に萎縮させるおそれがあるため、あくまで、「市場の状況を考慮したうえで競争評価を行う」など、一般的記述にとどめておくことが適切であると 考えられる(むしろ、競争評価に使用される個別指標の分析手法について詳細に記述されることが望ましい)。

【その他】

● 報告書案で示されている評価指標のほかに、「評価対象となる事業者の総合的事業能力」「継続的取引から形成される市場閉鎖性の有無・程度」を考慮する必要がある。特定の時期における競争状況に過度に着目した評価を行うと、事業者に特有の事情が考慮されずに一定の経済モデルに従った評価が行われたり、事業者の公正かつ自由な事業活動によって形成されてきた取引環境を歪曲化するおそれがある。

「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」 報告書(案)に対する意見

平成 1 5 年 6 月 1 3 日 風間 法子

4頁の 国際的な整合性の確保

最初の行につき、英国独自の競争評価を指しているようにとれますが、ECの新パッケージの義務である市場分析を既に英国が開始している事実と混ざっている書き方のようにもとれます。細かすぎるかもしれませんが、1行目につき、双方の区別がつくようにした方が、わかりやすいように感じます。

6頁の下から2行目

ECの新通信パッケージの国内法制化期限は7月24日なので、日付「24日」まで書き入れてはいかがでしょうか。

7頁の上から4行目

2003年4月時点で市場分析に着手しているEC構成国は、アイルランド、イギリス、スウェーデン、フィンランドであると存じます(この他にノルウェーも、構成国ではありませんが市場分析に着手しています)。ただ、「分析着手」をどの段階からと捉えていらっしゃるかにもよると思いますので、想定していらっしゃる「分析着手」の実施段階を御明示になられた方がよろしいのではないでしょうか。

9頁の事業法と独禁法の目的の相違及び両法の関係と独禁当局との関係について

<u>(1)</u>法目的の相違

確かに、条文の文言からすると双方の目的は異なっているように見えます。しかし、独禁法が公正取引委員会をして「公正且つ自由な競争の促進」を行わしめるのは、それが消費者、つまり国民の利益につながる不可欠な事項であるからです。だからこそ、通信市場に競争が導入されたのではないのでしょうか?

例えば、2002年2月にEC委員会競争総局がオランダのKPNに対して支配的地位

の濫用の嫌疑があるとしてドミナンス審査を開始しました際、EC委員会が固定発移動着信料金が高すぎるとし、消費者利益を損なう旨にプレス・リリースにおいて言及しています。通信分野だけでなく、外国政府が日本に対して一層の独禁法適用の強化を要求する際にも、それが消費者の利益に資することを理由とすること、そして何よりも、日本だけでなく各国の競争当局は消費者保護の役割も担っている事実を考慮する必要があると存じます。

以上の理由から、両法の目的が異なっているという見解は妥当ではないように存 じます。

(2)規制と競争法及び規制当局と競争当局の関係について

のすぐ上の段落において、ECが「固有の規制手法から一般競争法への近接を図ろうとしており」とありますが、近接ではなく、ゴールとして競争法による市場統制を設定しているものと存じます。新パッケージは、不要な規制の撤廃と未だ競争が不完全であるエリアに対する規制枠組みであり、関連製品市場に係る勧告は規制が許容される市場リストと見なせます。従って、規制を撤廃すべきか否かを計る手段が市場分析であると位置付けられています。よって、SMPに課される義務は6頁にあるように競争原理を補完するための規律である以上に、SMPが存在する市場(有効競争が機能していない市場)に競争の仕組みを育てる「特別競争法」であると捉えるべきではないでしょうか。(新パッケージからは「特別競争法」であると捉えるべきではないでしょうか。(新パッケージからは「特別競争法」の考え方ははっきりと見て取れませんが、新パッケージに対する一連の、特に各構成国関連当局のパブリック・コメントに見て取れます。)故に、市場分析は規制の改廃に直結しています。通信規制当局は、自らの死期を定めるために行動しなければならないという、皮肉な枠組みであると言えましょう。

一方研究会の報告書案は、5頁において「競争評価の結果が直ちにそれにつながるわけではない」となっています。4頁においてルール行政の推進をうたっていらっしゃるにもかかわらず、本報告書案は市場分析がどのような結果を導くかというルールを示さずに分析という手続きの方法を示しているだけです。これでは分析結果がどう出ようとその結果が導くルールがないので、事業者が市場分析に協力するインセンティブはあまり期待できないように感じられますし、市場分析を行う主旨もはっきりしないように存じます。よって、市場分析は「規制の迅速な見直しの契機」ではなく、規制見直しの手段であるべきと考えます。この観点から、本報告書案そしてこれをもとに作成する御予定のガイドラインは、日本の新たな規制枠組みを定める法令と別個に存在するのではなく、EC同様、規制の改廃に直結させるべきと存じます。

また、競争評価のための指標の検討が世界的に為されているのは、規制の撤廃と 競争法の導入、もしくは規制と競争法及び規制当局と競争当局の通信分野における 関係という国際的な議論の潮流の一環としてです。OECDの分析指標のレポートも、 それが単独で為されているわけではなく、1999年に規制当局と競争当局の関係についての研究が為されています。国際的な整合性の確保は、このような一連の関連性なくして得る事は不可能と存じます。世界でも電気通信事業分野における競争が進展しており先端を行く日本においては、規制と独禁法の手法の整合性確保についての一定の考慮だけでなく、競争進展状況にみあった規制撤廃、そしてともすればこれまで他国をお手本にすることが多かった規制分野において、お手本とされ世界をリードするような規制を行うことが、ふさわしい在り方ではないでしょうか。そのようなリードを、是非とも期待します。

以上のような見解から、市場分析及び公正取引委員会との関係を法令において定め、市場分析の結果が規制に直に反映される仕組みを作るべきと存じます。そして、 当該仕組みにおいては規制を撤廃するに十分と考えられる競争状態の説明(例えば、 有効競争の定義)がきちんと為されるべきであると存じます。

17頁の(2)の4段落

供給の代替性を市場画定時に考慮する時につき、「供給の代替性を考慮することが特に重要と認められる場合」とされていますが、どのような場合かよくわかりません。これにつき、例えば注の17のように、脚注によってそのような場合を例示する必要があるのではないでしょうか。

19頁 の4行目

「ディジットに区別する」という表現が指している内容が、わかりづらく感じます。表現を変えていただけると、もっとわかりやすくなると存じます。

22頁の3行目

「SSNIPテストの名称は」という表現はわかりづらく、その後の文章とつながりが悪いように感じます。表現を変えていただけると、もっとわかりやすくなると存じます。

40頁の(3)データの取得可能性・公開性

データの公開性・共有性を追及することは、素晴らしいことと存じます。しかし、 競争の最大の指標は料金であることから、競争分析に一番必要なものは、各事業者 の料金算出モデルではないでしょうか。よって、ECの新パッケージ同様、当局の 情報収集の権限と機密情報の取り扱いについての法的な取り決めが是非とも必要 に存じます。また、注を付してECのパッケージの該当する規定内容を引用しておくことも必要に存じます。

43頁の6 - 2の2段落

公正取引委員会との連携につき述べられています。この点、ECの新パッケージは両当局の協力を規定していますが引用されていません。全体的に言える事ですが、ECの新パッケージを強く意識して参考にしていることが報告書案から感じとれるにもかかわらず、その詳細内容で該当する報告書案の個所に引用されているものに偏りがかなりあります。競争当局との協力の仕方は様々な形態がありますが、違いを示して、報告書案に示されていない他の方法についても意見を求めるということもオープンな議論という観点から必要ではないのでしょうか。また、例示されている国にも偏りがあると存じます。ドイツのように市場画定は競争当局の専権事項で、通信規制当局は市場画定の判断を競争当局に仰がねばならない仕組みを現行法において持っている国等についても、きちんと例示すべきではないでしょうか。

今回の研究会の運営方法は、画期的かつとてもすばらしいものであると存じます。 更なるオープンな議論の確保の為に、以上のような配慮が国際比較の表等に為され れば、一層充実した議論に資すると考えます。

以上

追記:

本意見において引き合いに出した外国事例につき、既に御存知のこととは存じますが、詳細につきましては(株)情報通信総合研究所移動・パーソナル通信研究グループが刊行しております『InfoCom移動・パーソナル通信ニューズレター』が扱っておりますので、御参照いただけましたら幸いです。

蛇足ですが、EC法(EC競争法)は欧州統合達成の手段であるという特殊性から、通常の1国家の市場には関係ないもしくは通常問題とならない事項が考慮されることもしばしばあるため、日本のような統一市場においては無意味な事象もあります。EC競争法においてはよく関連市場の地理市場が問題となりますが、御存知のようにこれがその一例です。よって、そのようなEC競争法の統合の法としての特殊性を、参照する際には考慮する必要があると存じます。

IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会 報告書(案)に対する意見書

神奈川県横浜市 川名・堀

この度、「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」において行われてきた電気通信サービスの競争状況を評価するための手法等についての検討結果をまとめた報告書(案)に対して、意見募集を行うとのことなので、意見書を提出いたします。

本報告書全般に関して

本研究会で検討された「競争評価手法」に関しては、事業体・サービスなどが激しく変化する中で、複雑になっている市場を捉え、競争評価をすることが非常に困難であることを踏まえて、数多くの留意点を充分に検討したものと考える。また、諸外国の競争評価手法、また、わが国の独占禁止法の手法を参考に、日本独自の案を考案している点も評価できる。

しかし、この意見書において具体的に明記されていないことが1点ある。それは、今回の報告書を基にして 作られたこの競争評価を行う主体についてである。

報告書(42ページ・6 今後の取り組み・)では「行政には、できるだけ速やかに、行政の名において競争 評価の実施を表明することを期待する。」と述べ、主体に関して「行政」という表現を用いている。さら に、「その際には、競争評価の姿を、今より具体的な形とし、ガイドラインのような文書として対外的に発表すべきである。本研究会では、競争評価手法は、単に行政がその行政手法として必要とするだけでなく、 広く関係事業者等が市場の競争状況について理解、共有、利用できるものを目指して検討を進めてきた。」 とある。このようなプロセスによって進められること自体は、競争評価手法のあり方として非常に重要なものであるが、主体が「行政」であることに変わりはない。

以上のように、競争評価手法それ自体については一定の評価ができるものの、一貫して「行政」という主体が何を表わしているのか不明確である。

この点に関し、欧米の例を参考にして見ると、競争評価の主体は英国であれば、電気通信事業に関わる規制・監督・消費者保護などを任務とするOFTEL(電気通信庁)であり、規制当局には、経済学者・弁護士・公認会計士・コンサルタントなどの専門家による作業グループを設置するとしている。また、米国では、通信事業者の合併案件についてではあるが、FCC(米連邦通信委員会)とFTC(連邦取引委員会)が連携・調整を行ってそれ

ぞれ審査を行っている。

本競争評価の透明性、客観性の確保のためにも、我が国においても、情報通信に特化した機関を設立し、 英国OFTELを参考にした、情報通信に特化した機関と専門家などで形成されたワーキンググループにより競 争評価を行っていく必要があるのではないか。また、米国型を採用し、総務省と公正取引委員会との連携・ 調整によって競争評価を進めていくとしても、各機関の役割をはっきりさせていくことが求められる。 いずれにしても本競争評価を扱う「主体」についてはより明確化させるべきであると思われる。

3ページ

(2) 競争評価手法の必要性

IP化・ブロードバンド化等の進展

電気通信事業分野では、累次の規制緩和措置等によってネットワーク構築の柔軟性が向上し、様々なネットワークやサービスを自由に組み合わせた事業展開が可能となっており、昨今のIP1化・ブロードバンド化の進展に伴う新規参入の容易化と相まって、多様な新サービスやビジネスモデルが日々登場するようになってきている。

このような状況の下、 音声・データ・映像、固定・移動、無線・有線、ナローバンド・ブロードバンドといった従来の市場区分が急速に統合又は包摂されたり、又は現在は想定されていない新たなサービスが次々に立ち上がる可能性がある。 新規参入が容易になってきたこと等によって、サービスの構造や事業者間の競争状況が複雑になるとともに、サービスや地域による競争の進展度合いにも違いが生じていることなどから、同分野では、サービスの実態を踏まえて画定する市場毎に競争状況を評価しなければ、現実の競争状況を正確に把握することが難しくなってきている。

4ページ

ルール行政の推進等

電気通信事業分野において競争政策を企画し、立案し、推進する際には、以前から競争の進展状況がその判断材料の一つとされているが、IP化、ブロードバンド化の進展によって同分野を取り巻く状況は急激に変化しており、これらの適切な遂行のためにはこれまで以上に迅速かつ的確に市場の競争状況を把握する手法の必要性が高まってきている。同時に、市場の競争状況を客観的な情報に基づいて的確に評価・分析する手法を予め明確化しておくことは、行政の透明性を増し、電気通信事業者や利用者の予見可能性を高めることとなる。

このような競争評価手法は、行政がその政策に活用することはもちろん、<u>電気通信事業者等も自身の主張に用いることが可能である。</u>このように、行政や利害関係者等により共有化された手法の活用を通じて市場の競争状況に係る現状認識についての社会的なコンセンサスの形成が促され、仮に、コンセンサスの形成に至らなくとも意見の対立点が明確になることは、様々な立場のプレイヤーにとって、

3ページ

(2) 競争評価手法の必要性

IP化・ブロードバンド化等の進展について 現在電気通信分野では、左記に書かれている事象 が起きているのは確かであると考える。また、同分 野において、サービスの実態を踏まえて画定する市 場毎に競争状況を評価しなければ、現実の競争状況 を正確に把握することが難しくなってきているこ とも確かであると考える。

4ページ

ルール行政の推進等について

電気通信事業分野において迅速かつ的確に市場の競争状況を把握する手法の必要性が高まってきている。ことは確かであり、また、市場の競争状況を客観的な情報に基づいて的確に評価・分析する手法を予め明確化しておくことは、行政の透明性を増し、電気通信事業者や利用者の予見可能性を高めることは事業体・サービス等が激しく変化している同分野において、事業者が活発に活動するためにも非常に重要なことであり、そのように努めて頂きたい。

その先の迅速、柔軟な行動につながることになる。

5ページ

(3) 競争評価の導入の目的

電気通信事業分野において、事業者間の自由な競争を基本としつつ、公正競争が阻害されないような市場環境を形成・維持していくためには、行政は、市場の競争状況を適切にモニタリングする能力を備えなければならない。公正競争を確保すべき市場の競争状況に関して、情報を収集・整理し、分析・評価する定期的なモニタリングは、競争評価のコアであり、礎である。

市場の競争状況は、基本的に、根拠となる法令、例えば電気通信事業法やそれに基づく省令等の見直しによってはじめて具体的に政策に反映される。これらの法律や省令の制定・改廃は、国会や審議会での審議を経て行われるので、競争評価の結果が直ちにそれにつながるわけではない。しかし、行政や利害関係者等により共有化された手法を用いた市場のモニタリングによって競争状況の変化の兆候を常に捉えられるようになり、それが公表されるルールが確立され、実践として定着するようになれば、競争評価が、市場の変化に対応した規制の迅速な見直しの契機になるであろう。

行政も、前述の政策反映の過程で、競争評価の結果をさらに詳細な分析のベースとして活用していくであろうし、事業者等が競争評価の結果に基づき政策の見直しを主張するようになることも予想される。

8ページ

(2) 独占禁止法における競争評価

本研究会における検討に当たっての基本認識 電気通信事業法は「電気通信の健全な発達及び国民 の利益の確保」を目的としたものであり、「公正な 競争の促進」は、「電気通信事業の公共性にかんが み、その運営を適正かつ合理的なものとする」こと と並んで、その目的を達成する手段の一翼である。 一方、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(以下、「独占禁止法」という。)は、「公正 且つ自由な競争の促進」を目的とし、当然のことな がら、電気通信事業法とは目的が異なっている。 このため、それぞれの法目的の下で行われる競争評 価が、異なる目的、意義や手順を与えられていると

5ページ

(3) 競争評価の導入の目的について

定期的なモニタリングすることは、競争評価をする上で、重要なプロセスであると考えるが、<u>競争評価が、市場の変化に対応した規制の迅速な見直しの契機になるであろう。</u>という部分に関しては疑問が残る。この時点で、規制を見直すのが果たして問題解決の最善策か否かは検討の余地がある。既存の規制が公正な競争を阻害している場合に関しては、迅速な見直しが必要であることは確かである。しかし、競争評価の結果、公正な競争が起こっていないと判断された場合、規制を見直すのが最善策な場合と、競争当局(公正取引委員会)が独占禁止法の対象として問題を解決した方がよい場合があると考えられる。

8ページ

(2) 独占禁止法における競争評価

本研究会における検討に当たっての基本認識に ついて

電気通信事業法は「電気通信の健全な発達及び国民の利益の確保」を目的としたものであり、わが国の独占禁止法の直接的な目的が、「公正且つ自由な競争の促進」であることには異論は無い。しかし、両者の目的が「当然のことながら異なっている」という点に関し、疑問が残る。なぜなら、独占禁止法の直接的な目的である「公正且つ自由な競争の促進」を追求していくことによる、消費者の最終的な利益を鑑みれば、両者の目的は同じである。つまり、「公正自由な競争の促進」により、事業者の

しても矛盾はない。例えば、独占禁止法に基づく企業結合審査の際に求められる評価手法の厳格さが、本競争評価に要求される必要は必ずしもないであるうし、それと表裏の関係として、評価結果の活用にも自ずと一線が画されるべきであろう。

しかし、その一方で、独占禁止法は、その法目的を 達成するために「一定の取引分野」(いわゆる「市 場」)を画定し、当該取引分野において「競争を実 質的に制限する」又は「公正な競争を阻害するおそ れがある」一定の行為や状態を規制しており、その 運用、判例、学説等として長年にわたって培われて きた多くの知見がある。これらの知見は、法目的が 違うとしても、競争評価の方法論の観点から、多く の示唆に富んでいる。加えて、国際的な潮流として、 諸外国、特にEUは、電気通信事業分野における一 連の規制枠組みの中で、同分野に固有の規制手法か ら一般競争法への接近を図ろうとしており、電気通 信事業分野における競争がEUと同等以上に進展 している我が国において競争評価を導入するに当 たっては、双方の手法の整合性を確保することにつ いて一定の考慮が必要である。

11ページ

2 競争評価のプロセス

(1)対象分野の選定

電気通信事業分野の利用者向けサービスのうち、どの分野を競争評価の対象とするかは、競争評価が政策的に有意である範囲がどこかに依っている。また、対象とする利用者向けサービス分野(以下、「対象分野」という。)のうち、何を優先的、重点的に取り上げるのかも、競争評価を効率的、効果的に行う観点からは重要である。

(3)競争状況の評価

競争状況を評価する前提作業としての「市場画定」を終えると、次に、様々な指標等を用いて、画定された市場毎にその競争状況を評価するステップに進むこととなる。競争状況を評価するための材料としては、定量的なものと定性的なものがあるので、まず定量的な指標に基づいて分析を行い、次いでそれらの背景にある定性的な要因を分析して、当該市場で競争が有効に機能しているかどうかを判断す

創造的な活動が推進され、経済の活性化、雇用や国民所得の増加、資源の最適配分の達成につながり、ひいては「一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的を達成できるのである。

この点両者の表面的な文言の差異に注目して競 争評価手法の独自性を正当化するのはいかがなも のであろうか。

11ページ

2 競争評価のプロセス

(1)対象分野の選定について

報告書にもあるように、EUは「関連市場に関する勧告」で18関連市場を、OECDは7分類した市場を、それぞれ分析の対象分野としている。我が国においても、競争評価をしていく上で、対象分野を選定し、何を優先的、重点的に取り上げるのか検討することも、競争評価を効率的、効果的に行う観点からは重要である。と考えることに対しては賛成である。

(3)競争評価の評価

下線部のような形式で行うことに異論はないが、定性的な要因の分析は、透明性を充分に確保して、定量的な分析が皆無になるような不透明な定性的判断をしないように注意して頂きたい。

16ページ

(2)供給の代替性について

このため、供給の代替性として考慮すべきは、分析 対象サービスの潜在的な供給能力を有する事業者 ではなく、実際に当該サービスを提供する意志のあ る事業者であることに留意する必要がある。現実に は、このような事業者の意志は、当該事業者の経営 戦略にも係わっているので、供給設備の切替費用等 のサンク・コスト(埋没費用)や当該切替によって 失われる逸失利益等を考慮して総合的に決断する 事業者の行動を予測する又は把握することは、個々 の事業者からのヒアリング等を尽くさねば困難で あり、特定の事業者の行為に着目するのではなく分 析対象となるサービス市場の競争状況を把握しよ うとする今般の競争評価の方法としては、適当でな い。このように予測又は把握が困難な事項によって、 画定される市場の規模が大きく左右され、競争状況 の評価に決定的な影響を与えるような事態は、競争 評価手法を一般化、定型化する際にはできるだけ避 けるべきであろう。

16ページ

(2)供給の代替性について

下線部に関して、このような困難性があることに異論は無い。しかし、このような事業者の意思に関する問題は電気通信分野特有のものではない。また、このような事情の下で、供給の代替性を一体どういった場合に、どのように考慮するのかについて明確にしていただきたい。

以上